

女性に対する暴力の根絶に向けた研修討議

報 告 書

平成 25 年 3 月

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

目 次

1. 女性に対する暴力の根絶に向けた研修討議	1
(1) 第一部 パネルディスカッション	1
(2) 第二部 必要な支援と抑止策を考える<グループミーティング>	17
(3) 開催によせて～課題に向けた考察～	37
(4) アンケート集計結果	40
2. DVに気付くために	60
3. モラルハラスメントについて	63
4. 性犯罪被害について	67
5. インタビュー	72

1. 女性に対する暴力の根絶に向けた研修討議

日時：平成 24 年 12 月 9 日（日）9：40～16：30

場所：日本教育会館 第 1 部 一ツ橋ホール 第 2 部 707 会議室

主催：内閣府・男女共同参画推進連携会議・財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会

参加人数：248 名

開会挨拶：吉村マサ子（財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 会長）

（※概要）ただ今ご紹介いただきました財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会会長の吉村でございます。本日は、12 月も半ばに近い日曜日で、何かとお忙しい方が多かったと思いますが、当研修討議に多数お運びいただきまして、ありがとうございます。北は北海道、南は九州から、遠いところをこの会場へ駆けつけて来てくださった方もおられまして、近隣のご参加のみなさまともども、感謝申し上げます。

今日は内閣府・男女共同参画推進連携会議との共催で「女性に対する暴力の根絶に向けた研修討議」というテーマで、専門の先生方をはじめ、パネラーの方、各機関の方々、多数お集まりいただいております。このように、多数の皆様にご参加いただいて、この研修討議を開催できますことは、会の社会の中での確かな形ある活動の一步でもあります。現代社会において、DV や性犯罪、その他さまざまな形での女性に対する暴力が、深刻な問題となっているということ、皆様と今日ここで改めて考え直して、どのようにしていけばこのような問題を解決できるのか糸口を探すと同時に、女性たちが安心して暮らして行ける社会への礎としていただければと願っております。

それでは、日頃から母子寡婦福祉の推進と女性の権利と暮らしを守るため、ご理解、ご支援いただいている関係機関等の皆様に、厚くお礼を申し上げまして開会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

来賓挨拶：大鶴知之氏（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 課長）

（※概要）女性に対する暴力は決して許されるものではありません。しかしながら、内閣府が発表しております、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は平成 23 年度で 82,099 件にのぼっております。毎年、この数字は伸びており、センター設立の平成 14 年度と比べますと、倍近い数字になっております。本日の研修テーマは、時期をえたものと考えております。厚生労働省では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」にもとづき、婦人相談所が、同センターの機能を伴うとともに、婦人保護施設及び婦人相談員の方が、被害者の保護、自立の支援を実施する政策を推進しております。また、母子家庭の方には、児童扶養手当の支給、母子支援施設への入所、各種の就業支援の施策の実施をしているところであります。今後とも、関係省庁と連携を図って、これらの政策の充実に努めていきたいと考えています。今日の研修プログラム

は、第一部には多数のパネリストの方が参加されまして、幅広く課題を共有する、第二部においては、必要な支援と抑止策を考えるというテーマで、グループミーティングを行い、議論を深めるものと伺っております。専門家の皆様、警察関係者の方も交えて、多くのご参加で、実りある研修と討議が行われることを期待しております。

(1) 第一部 パネルディスカッション

<コーディネーター> 信田さよこ氏（原宿カウンセリングセンター所長）

<助言者> 岩井宣子氏（専修大学名誉教授）

<助言者> 桐生正幸氏（関西国際大学教授）

<パネラー> S.Y氏、M.S氏、N.M氏、小林美佳氏



【体験談の発表】 ケースーAー

(S.Y氏)

私は3人の子を持つ母親です。今回私は、強い決意を持って、ここで自分の実体験をお話しさせていただくことにしました。

かつて私がシングルマザーで長女と二人で暮らしていた頃、私はある男性と出会って、交際をするようになりました。下2人の子どもは、その問題の彼の子どもです。彼の異常さに気付いたのは、付き合うようになって間もなくのことでした。ずっと無職の彼に監視されることで、私が軟禁状態に置かれました。外出すると必ず電話が鳴り急用を言われ、すぐに家に戻るよう言われます。彼から「私に見張りを付けている」と常日頃聞かされ、本当にすぐに来る。携帯で友人と話した後に電話が鳴り喋った内容を当ててくる。私が行くところには付いてきて、会う人を調べて近づき嘘を吹き込む。私は次第に心が疲れて意欲が減りました。私名義の通帳や携帯電話の内容を彼が全て見ていること、私を自分のものだけにするため、私の友人に嘘を吹き込み、私への不信感を持たせ

ることで遠ざけているということ、・・私を孤立させて支配しようとする数々の信じられないような出来事がおおかた明らかになったとき、彼は人が豹変したように目つきまで変わり、私をあざができるまで殴りました。その時長女はまだ幼く、彼が凶変しそうな時に私は素早く長女を玄関から隣の階段に住む友人宅へ逃しました。

思い通りにならない時には暴れ、暴力を振るい、気が収まれば急に優しくなり、時には土下座して泣いて謝って見せたり。今でこそ、これが典型的な DV の特徴と分かりますが、若かった当時の私は、そのたびに様子を見ようとか、良いところもあるのだから・・と考え直してしまったりしました。暴力を振るったことに対しての理由が、全て作り話だとは思ってもよらずに。

このようなことが繰り返され、長男を妊娠し、お腹も少し大きくなった 6 か月の頃、その頃も暴力はあり、お腹が大きくなっては逃げられないと彼が油断した時がありました。見つからないように夜道、田んぼのあぜ道を長女の手をしっかりと握り走り抜け、コンビニの裏に出て、先に公衆電話から呼んで待たせておいたタクシーに乗り込み、警察署へと助けを求めて逃げました。必死に「助けてください」と告げ、「きっとすぐに見つけ出されて、連れ戻されてしまいます」と訴えました。

私は、結婚なんかしたら逃げられなくなると思って、今日まで彼と入籍・結婚したことは一度もありません。しかし警察では、逆に私が夜の遅い時間に子どもを連れまわし、お腹も大きいのに何をしているのかと怒られました。当時は、DV やストーカーという言葉はまだありませんでした。その 30 分もしないうちに彼は私を見つけ出し、警察署へやって来ました。警察は、外見をつくるのがうまい彼の演技に騙され、たわいもない喧嘩と信じ込み、長女が警察官に質問されて彼が怖いと言っているにも拘らず帰されました。

私はそれから 8 年以上、警察はもちろん、親友以外にこのことを相談することを辞めました。彼は私の実家や友人・知人にも危害を加えかねず、実家の庭に糞尿を撒いたり、友人についてありもしない児童虐待通報をしたり、数々の嫌がらせをしたので、自分達だけ逃げることは出来なかったのです。自分さえ耐えて逆らわなければ、私の身内に被害は及ばないと考えるようになりました。私がしっかりして子どもを育てれば良いと考え、下の子が小学校に入るときに子どもたちと遠くへ逃げよう。小学生になればお留守番もできるから、きっと私も仕事につけて、引っ越しても暮らして行けると思いました。
《※中略》

もちろん、その間、彼は子どものために生活費を出そうとか、父親になろうという意思は全くありません。長男がお腹にいたときも、認知なんか絶対にしないと跳ね除けて、それでも私がひとりで生んで育てれば良いと考えているようでした。私は自分ひとりで育てていく覚悟を決めて、未婚のまま長男を出産しました。けれども、無責任な彼とその実家は、子どもをかわいいと思うみたいなのですが、彼の実家のがわに頻繁に子どもを連れて行かれるようになりました。

《※中略》

彼には、複数の居所があるらしく、そのようなことを聞くとまた大変なことになるので、私も詳しく分かりませんが、他所の女性にお金を渡すなどしていることもあったようで、私のところから金銭がなくなることがあったりもしました。その後も性交渉を拒むと暴力を振るわれ、このことを今まで私は誰にも言えなかったのですが、子どもが来ると中絶を繰り返して、6回の中絶と1回の自然流産を経験しました。

《※中略》

頻繁に子どもを連れて行かれるので私がとうとう断ると、彼は逆上し私の車のタイヤを何度もパンクさせたり傷つけたり包丁を持ち出して私に突き付けてきたり、私の実家の車にもパンクや傷付け、友人にも嫌がらせをしました。そして、エスカレートする私へのつきまとい・暴力、職場への嫌がらせが頻繁になり、私が完全に私たちへの接触を拒否するようになると、彼の実家までも24時間私の家を見張るようになりました。そして彼とその実家は、その頃社会で話題になりはじめた『児童虐待』の通報を児童相談所にして、事実無根の虐待容疑を私に着せてきました。容疑がかかれば1年間の調査が入ります。でも、潔白を証明しなければ、何度も彼と彼の実家に嫌がらせを受けます。調査が終わると、彼に車で追いかけられ、ガラスを割れそうなほど叩かれて、そのときとっさに電話で助けを求めました。警察が来てくれました。警察の方の姿を見て、私は手の震えがやっと止まり、久しぶりに安堵感を覚えました。家についてから、警察を呼んだことで報復されるのではないかと怖くなりましたが、直後に生活安全課の方が電話をくださり、内容をきちんと把握しているようで、心から初めて「信用できる、きっと助けてくれる」と思えました。この時の警察の方が彼に厳重注意をしてくれました。この担当の方は、彼の本質を見抜いていました。この担当の方がきっかけで、私は子どもとの生活を守るために全面的に戦うと決意をしたのです。つけまわされて車を正面からぶつけられそうになった時、暗闇で玄関に待ち伏せされつかまりそうになった時、車のライトを消してかくれて双眼鏡で覗いているとき、言われた通りに通報しました。何度も、閉めたはずの家はどこからか侵入されてビクビク夜も寝られなかったのですが、この警察の方は何度も何度も、直接彼に厳重注意、書面に書かせてくれたおかげで、数か月のあいだ彼は私の目の前に現れることがなくなりました。庭や実家の倉庫に糞尿を撒かれることはまだありましたが、私にとってはとても軽減されました。ですがその頃、この担当の方が転勤になり、最後に「最近は大丈夫ですか？」と電話をいただいた後では、また更に事態は悪化しました。

相手も知恵を付け、子どもをだしにするようになりました。彼は、身体に傷をつける暴力が都合悪い結果になることを知り、「精神的に追い詰めてやる」と言って、精神的に傷をつける暴力に走りました。認知すらしない彼が、自分は父親だから子どもの安全確認に来たと言うと、警察は動きません。彼の嘘と演技に騙されなかったあの方はもう居ません。彼は、暴力を振るわなければつかまらないと考えたのか、毎日どこからとも

なく現れる。子どもたちを彼の実家が「こっちへおいで」と呼びかけ24時間家の近くに居る。中でもなついている長男の精神を乱すように、学校からどこまでもつけまわし、最後には長男の帽子にGPSを勝手につけて略取誘拐しました。長男が連れ去られ帰ってこないと訴えても、何処の機関も実際祖父母にあたるのならしやうがないとされる。裁判所に相談に行っても、婚姻関係にないということで法律で取り締まることができない。頻繁に被害に遭って通報しているのに、警察の担当の方が変わるとまた彼らの嘘と演技に騙され、私が怒られるようになりました。

嘘の虐待通報をしてから約1年の間、彼と実家は「児童相談所に頼まれて子どもを保護している」と、警察・学校・近所に言いふらしていました。でも児童相談所は、「相手方にその言いふらしの内容のようなことは言っていません。お母さんの元に子どもを返してあげてくださいと言っています」と聞きました。ですが実際、連れ去られた長男を連れて相手方が児童相談所へ相談に行っていると聞いて長男を取り戻してもらおうとしても、「(長男を) 帰りに連れて行かれてしまいました」と言うだけでした。誹謗中傷は、震災の避難所でも続き、長男が虫刺されのあとを人に見せて、「お母さんに虐待されたあと」と言っていました。近所の人はいった噂を聞くなどして、私たち家族を良く思わない人もあり、次女は友達と遊べなくなるなどもしました。学校では、彼と実家は、私が学校に入れないように入り口全てに待ち伏せしていました。彼の家族からの暴言もひどいものでした。

そして、その頃知人から聞いて、「彼が子どもを認知した」と知りました。生まれるころには跳ね除けた認知を、今になって彼が母親である私の知らないところでしていました。そのことによって、父親としての権利を手に入れていたのです。今の社会はそれが出来るシステムになっています。

この頃、母子生活支援施設に入所しましたが、・・・

《※中略》

もともと子持ちでかなり苦勞してやっと見つけた仕事を辞めて行くのにも決断がかなりいりましたが、自分の身の上にも危険が切羽詰っていました。施設に入所させていただいて、その間他のお母さんたちと話をする機会もありました。そんな中で、暴力を受けていた方が多く似ていると感じたのは、暴力をする夫や相手は多くの場合母親が甘やかしすぎているということが聞かれました。実際に長男が他所の子どもに暴力を振るって私が心を痛めても、彼と実家は「そんなことをさせるような相手が悪い」と言います。これがその家庭の文化として受け継がれて、間違った教育を受ける中で、子どももまたそういう大人に育ってしまいます。

子どもを連れ戻そうとして子どもが泣けば、そのことが虐待だと言われ、母親として問われます。子どもを返してもらえなくて心配で、施設に入所してからも何度も児童相談所へ長男に接見して安否を確認してほしい、精神的にカウンセリングも含めてお願いしたいと依頼しても、「こういうのは親権者の母親の手元にはいなければならないことで

す」と言われ、全く会うことが出来ませんでした。「単独親権の母親が、もめごとを起こして子どもを無理に連れてくるのは好ましくない」とも言われました。

やがて、子どもの引き渡しと親権とをめぐって裁判までしました。長い時間をかけて子の引き渡しの件で勝訴しましたが、その返されなかった間に長男は相手方によって洗脳され、5年生になった現在の子どもの心情を根拠に、親権変更が望ましいという調査員の見解を出されてしまいました。裁判には人身保護請求から始まり、約2年が過ぎていました。調査員に頼んで、やっと1回だけ長男に面会することができましたが、以前と比べて異常に太った長男の変わり果てた様子を見て、心を痛めました。私は3人の子どもの将来を考えて・・・でも裁判所の判断に同意せざるをえませんでした。相手方は和解には応じず、今後近寄らないこと嫌がらせをしないこと・・・盛り込んだ内容全てを否定し約束すら取れないまま、裁判は終わりました。

弁護士の方は、私と同様に裁判の結果に相当なショックを受けていました。「やがて、将来この長男の方が成長して犯罪を犯すなどして、あなたが対峙する日が来たら、そのときあなたは どうしますか？」弁護士の口から、こんな言葉が続きました。「でも、それは社会の責任ですよ。」

警察の対応も、通報した内容の情報開示を求めたら、担当者の方が変わってしまっただけから後は、悪質なDV／ストーカーであり今後も要注意というかつての内容から、長男をめぐる争いと、変わってしまっていました。私の人権は忘れ去られて来ました。

嘘と暴力で塗り固め、全ての法律の穴をくぐり抜け、相手は生きています。彼は、その間、新しい女性との間にも子どもをもうけていました。DV／ストーカーをする人は特徴があります。私はこれこそ多重人格・精神異常だとも思います。最後になりますが、認知については法律の改正を強く訴えます。どうか、お願いいたします。これ以上このようなことで苦しむ女性や親子がいなくなるように、強い願いを込めてお話しさせていただきました。

【体験談の発表】 ケースーBー

(M.S氏)

私は20年間の結婚生活に区切りをつけて再出発を始めて3年目です。この度、私が経験したモラルハラスメントについて、経験談を話す機会をいただきました。

今回お話しさせていただくモラルハラスメントは、元夫によって私に対して結婚前から離婚まで、延々20年間続けられました。元夫は、人を愛する力を持つことが出来なかった人で、そして私自身も、そんな元夫に同情して自分を犠牲にして暮らすことにしか、自分の存在意義を感じる事が出来ない人間でした。私はその点で夫ひとりが原因とは思っていません。

それは、交際とともに始まりました。元夫は、同じ会社に勤めていて、担当は異なるものの同じ部署でしたので、かかわる仲間や仕事の内容もほぼ全て分かっていました。

会話の内容も全て聞こえます。当時、同僚の独身男性が、世間話や仕事で私に話しかけてくることにも、彼は嫌悪感をあらわにし、仕事が終わってふたりになると責められました。私は、職場の男性に自分から世間話をするこゝもしなくなり、仕事以外の会話を話しかけられないように努めざるを得なくなりました。その独身男性と元夫は同期入社でライバルであり、その男性はそんな元夫の様子を感じると段々面白がって逆に私に話しかけてくるようになり、私はそれが苦痛でした。「また今夜も怒られる」日々、そんな気持ちで働いていました。でも、同じ担当の仕事ですので、話しかけてくることを全面的に拒むことは不可能です。元夫の様子はますます異常になっていきました。何か気に障る光景を見ると、仕事中に内線電話を掛けてくるようになりしました。私も仕事があって、すぐには行くことができないことがあります。でも、待たせれば待たせるだけ余計に怒りが大きくなっていくのが分かっていたので、私は尋常ではない速さで社内を走って呼び出される場所へ向かっていました。周囲の人たちが次第に変に思い始めました。暴力もありました。「どうしてすぐに来ないんだ」「あいつのほうが好きなんだろう」「あんな顔の男がいいのか」と言っでは簡単に手を上げます。鬼の形相です。その表情は人とは思えません。人はこんなに憎しみを持った表情をするのだと、元夫と付き合って初めて知りました。でも、しばらく我慢しているとこの恐怖から解放されました。元夫は突然正気に戻り、「ごめんよ」「お願いだから俺を怒らせないでくれ」と懇願します。その様子は本当に悲しそうでした。私だけが彼の苦しみの原因を作っているかのような思いにかられました。

怒っていないときの彼はとても優しい人でした。私を愛しそうな表情で見てくれました。その時だけは、私も幸せを感じました。なぜ、そこにしか幸せを感じられなかったのかは分かりません。《※中略》

今でこそそんなふう疑問に思ったりしますが、当時の私は、「自分がいけないからこの人を怒らせるのだ」「これさえ気を付ければ私は幸せにいられるのだ」という勘違いをして、それが苦しい生活から逃げられない最大の原因だったと思います。

私が就職した年、日本では女性も男性並みに働いてキャリアを積む総合職が導入されました。私も入社の際にはそれを希望し、いずれはその会社のカナダ支社で働くつもりでいました。ですが、実際の私は早々に男性関係につまずき、仕事中に元夫と抜け出すことが重なり、ふたりとも会社で浮いた存在になっていきました。会社の友人や配属に尽力してくれた上司が「大丈夫か」「みんな心配しているよ」と声を掛けてくれて、でも「大丈夫よ」と私は言って、みんなから離れていきました。すでに蜘蛛の巣にかかった虫のように身動きが出来なくなっていました。暴力から逃れるチャンスをここで一度逃していました。

元夫は最初は期待されて入社しましたが、言葉の使い方がとてもきつい上司に辛い思いをしていました。そのことは私への暴力の原因のひとつになりました。また私とのことで会社内で浮いた状態になっていたせいもあってか、彼の父親の会社を継ぐことを決

めて、会社を退職することを選択しました。元夫が退職を決める前頃は、会社のことやその他いろいろなことで疲れている様子でした。でも、疲れの原因はほとんど私にあると言い、「なぜこんなに俺を苦しめるんだ」というばかりでした。

元夫に殴られている間や怒られている間、私はいつも壁や天井よりも、より遠くに視線を置き、元夫の姿をぼやかして見ていました。恐ろしくて直視出来なかったのか、あるいはどうしてか、分かりません。あるとき、『この人はなぜこんなに殴るのだろう。喧嘩に慣れているのでは。じゃあ女である私が一度くらいやり返しても大丈夫では』そんなことを遠くを見ながら考え、こぶしで元夫のほほを殴り返してみたことがあります。すると意外な反応が。「何するんだよ、痛いじゃないか。」鬼の形相で手をあげていた彼が、急にしょんぼりした子どものようにそう言いました。自分が一方的に私を殴るのはOKでも、私が抵抗することはあり得ないと思っている彼に、『この人は頭がおかしい』と私は思いました。けれども、私はそのことを心の中で気付かなかったことにしました。そうしなければ、日々を過ごすことが出来なかったのです。

元夫が退職して実家に戻ったら、二人の関係はそれで終わるという予感を互いに感じていました。私は安心感を覚える一方で、本当は優しい元夫を苦しめてきたという罪悪感を持っていました。ですが、実際には別れることはありませんでした。結婚することになりました。私はお腹に長男を授かっていたのです。元夫はとても喜びました。元義父母も快く受け入れてくれ、私の体を気遣ってくれました。結婚すれば、子どもが生まれれば彼は変わってくれると信じました。それしかなかったとも言えます。生命の息吹の前では全てが良い方向に行くのだと信じることにしました。

しかし、それは間違いでした。これまでの話は長く苦しい結婚生活の序章に過ぎませんでした。元夫は、妊娠中も手をあげました。お腹が大きくなっても突き飛ばされました。長男が生まれても、長女が生まれても、続きました。

暴力の理由などなんでも良かったのです。会社の女性の態度が気に入らない、おかずのバランスが良くない、おかずの量が多い、野球中継を見ていて好きなチームが負けた、そこでキレると何時間でも罵倒します。そして、自分がいかに優れている人間であるか、容姿端麗であるかを言います。その後、私の実家の悪口に移ります。さらに私の友人の悪口、私に関わる全ての人を否定し、最後は私が社会の諸悪の根源であるとして、人格を否定します。少しの反論の余地もありません。気が済むまでは絶対に続けます。夜キレたら朝まで続くこともあります。キレたときの状態、例えば私がリビングからキッチンに移動中だったときは、その場でピタリと止まらせられ、一步も動くことを許されません。少しでも辛いとか、言われたことに対していやな表情や悲しい表情を見せると、更に怒りを増幅させることを知っていたので、私は許可が出るまでじっとその場にたちすくみます。そしてまた、壁の先の遠い方向に意識を向けて終わりを待ちます。

子どもが赤ちゃんで寝ている間にそれが行われるうちは、まだ良かったのです。長男の1歳の誕生パーティーの席でも、それが起きました。ほんの少し前まで本当に楽しそ

うにしていた息子は、間もなく動揺し恐怖に顔を歪めました。「なんでこんな大事な時にまで俺を怒らすんだよ」「子どもがかわいそうだと思わないのか」「本当に至らない妻だ」「これでは子どもがかわいそうだ」そう言って責め立てました。長女が初めて目の前で暴力を知ったのは5歳のときでした。息子がそのときのことを後で教えてくれました。怒鳴り声が聞こえたため、子どもたちは寝室で寝たふりをしていましたが、娘が心配の余り息子の制止を振り切って部屋を出たところ、見てしまったのだそうです。娘はショックだったらしく、しばらく保育園の男性園長に言葉を掛けられただけで泣いていました。そのため、保育園から呼び出されて事情を聴かれたこともありました。正直に言えませんでした。「私が仕事でイライラして娘に当たってしまったのが原因かもしれない」と私は言いました。保育園のママ友や職場の友人、親戚からも、皆から心配されても、私は「大丈夫よ、私が怒らせるからいけないの。私が甘えているのがいけないの。」と言いました。ここでもまた、私は救われるチャンスを逃してしまいました。でも、今度は私だけではなく、子どもたちも巻き添えでした。長男も長女も、幼くして父親が2つの顔を持つことを知りました。でも、・・《※中略》

けれども、徐々に精神的・身体的なバランスを保つことが出来なくなりました。疲れているのに眠れなくなりました。眠れなくても朝は来ます。家の用事だけではなく、フルタイムの仕事もあります。次第に頭の中がしびれるような感覚を覚え、頭も重くなっていきます。翌日起き上がれなかったらどうしよう、仕事が出来なくなったら家にお金を入れることが出来なくなったら、不安の気持ちにかられ同時に深い悲しみを常に感じるようになりました。そして今が何時なのか、昼なのか夜なのか時間の感覚を失いました。もともと私が昼間に横になることを許さない元夫でしたが、体が動かなくなって起きられなくなると不満を募らせ、しかしその頃にはもう大きくなった子どもたちが私に何かしたら許さないというプレッシャーをかけていて、余り言えなくなっていました。そんな元夫は家で思いを爆発させられない分、外で怒りを爆発させるようになりました。その相手は彼の年老いた母親で、私は見ていて辛く感じました。

モラルハラスメントの加害者である元夫は、人を愛する力を持つことが出来なかった人なのだと思います。彼は、自らの成長過程で望んだとおりの愛情を受けられなかったと感じており、そのことで自らの両親をまだ許していない様子に感じられます。彼はいつも姉と比べられ、実家では人前でもひどく罵られてきているのを、私も見たことがあります。

ですがこの頃になると、私は、さすがに自分がどんなに頑張っても元夫を救えないし、自分もまた救われないと、感じないわけにいきませんでした。元夫にはもう、思い残すことはありませんでしたが、でも私や子どもたちを大事にしてくれた義父母に申し訳なく思う気持ちで、身を切られる思いでした。そしてその頃、高校受験を控えた娘の異変を学校から知らされました。息子が大学進学を機に家を出たあと、息子の代わりに元夫から私を守ろうと、娘は必死でした。毎日下校すると「お父さんの機嫌はどう？」と聞

く娘の必死さを、自分のことで精いっぱいの方は気付くゆとりもなかったのです。娘の落ち着きと集中力が無くなっていると、学校の担任の先生から聞かされました。学校で用意してくれたカウンセリングを受ける中で、娘はとても緊張する中で過ごしていると思われるので、できるだけ早く環境を変えるように言われました。その頃、娘は原因不明の微熱が続いていました。

私が家で倒れていようとも、娘が具合が悪くて休んでいようとも、元夫は「自分自身が弱いからそうなるのだ」「俺がちょっと我慢してやったからって調子に乗りやがって」「俺が命がけで働いているのに、なぜお前は命がけで俺を支えないんだ」「どうしてお前が疲れるんだよ、俺の方が大変なんだぞ」と、これまで以上にひどくなりました。私と娘とは、子ども部屋にこもり、何かあった時のために野球のバットとゴルフクラブを置いておびえて過ごしました。時には、助けを求めて娘が交番に駆け込むようなこともありました。

息子とやりとりをしていた実家が、とにかく一度戻って来なさいと言ってきました。私は家族や友人知人に危険が及ぶことを恐れたものの、娘のためにはもうそうする以外に良い手だてがないと分かり、一時的に身を寄せるつもりで、娘の制服と学校の靴、高校の受験票を持って、元夫に見付からないことを祈りながら最寄りの地下鉄に乗り込みました。家を出てから、ずっと涙が出ていました。そうして実家が介入して強制別居となりました。私は一時的な滞在と思っていたのですが、私の様子を見て、家族は東京へ戻って母子で生活を再建することは不可能と判断しました。娘と息子は実家に、「お母さんを助けてください」と改めてお願いしていました。娘はそのためなら、実家の近くの高校を受験しても構わないと言いました。プライドを傷付けられた主人が怒り狂って何をしてくるか分からない危険に、全員で立ち向かってくれました。私は、そのときになって初めて、自分に子どもを守りながら生活を再生する力が無いのだということを知りました。

しかし、元夫は何もしてきませんでした。直接やりとりすることは、もはや精神的に無理でしたので、兄が代わりに行ってくれました。「急に娘と行方不明になり、こちらの両親は寝付くほど心配させられた」「こちらに悪いところはひとつもない」と、早々に弁護士を立てて主張してきました。ですが、結果として養育費を取ることで、協議離婚が成立しました。私が安心して暮らせる場所を得たことで、子どもたちが一番うれしかったようです。

私はこの経験で、自分が招いた元夫の弱さは、自分自身の弱さが原因のひとつであることを感じます。もしかしたら、私の子どもころからの成長過程で何か足りないことがあったのではと考えて、落ち込むことがあります。でも、弱さや考え込んでしまう自分も自身の一部であると認めることにしました。「こうでなくてはならない」や「こうすることが出来ない自分はダメな人間」と自分を責めることは正しい結果を導かないばかりか、自分が愛し、また自分を愛してくれる人たちに心配をかけてしまうことになる

と、長い時間をかけて気付いたからです。

【体験談の発表】 ケースーCー

(N. M 氏)

私は 19 年前、身の危険を感じて、身一つで家を出ました。私の少女のころの夢は、学校の先生か、看護婦さんか、弁護士になることでした。

《中略》

そのころは今の私と同じ、ごく普通の女性でした。しかし、元夫と出会い、同棲し、結婚・出産する中で私が私らしくなくなり、混乱し、自信をなくし、悪いのは私だと思うようになりました。毎日、びくびくし、生きる希望もなくなりました。異常であることが当たり前の生活が続くと、目の前の暴力をいかに受けないか、避けるかというために、私の全精力も能力も使っていました。

一例ですが、ある日、野菜炒めを作りました。ほんのちょっと肉が入っていたことで、夫は、流しの三角コーナーに、投げ捨てました。その夜、彼の弟がビフテキを持ってきました。夫は「すぐに焼け」と命令し、おいしいと言って食べました。私は、啞然とし、おかしいではないかと言ったところ、夫は殴りかかってきました。これまで当たり前と思っていたことがガラガラと音をたてて崩れていきました。

女性として最大限悔しいと思うのは、夫婦間レイプです。暴力を受けた後に、元夫が強制してくることに、はねのけると暴力があるので、私は受け入れるようになりました。しかし、1秒でも早く、夫の寝室に帰ってくれることを願っていました。

《中略》

夫がいなくなると、女性としてみじめで、隣に寝ている子どもを起こさないように、声を殺して泣いていました。

そのような生活の中で気力をなくし、うつ状態、緊張状態になっていきました。いつか夫に殺される、あるいは、私が思いあまって殺してしまうのではないかと、という恐怖の中で、なんとか心のバランスを保っていました。死んだ後は、夫と同じ墓には入りたくないというのが唯一の私の願いでした。

家を出るきっかけになった暴力は、彼の弟と肉体関係にあるだろうと云いがかりをつけて殴ってきたときです。両親が亡くなっていたので、弟は私にとって親兄弟と同じでしたが、その精神的支えがプチッと切れたのです。そのとき、身体がとっさに動いていました。

家を出たあとは夫の暴力はなくなりましたが、DVが抱えている社会的な問題と直面して、大変な思いをしてきました。2ヶ月の間に、ビジネスホテル、民間・公的シェルターを転々として、難民のような生活をしました。アパートに移って、ようやく、安心できる生活ができると思いましたが、実はそうではありません。暴力の影響というのは、後から(シェルターにいたころから)出ます。母子だけの生活になると、追われる恐怖、

先行きの不安が押し寄せてきて、毎日悪夢にうなされている状態になります。当時、7歳の息子が自殺を図ろうとしたのを何度も止めました。最後には、「私にできることは私も一緒に死ぬことだ」と言ったとき、子どもは一瞬、考え、やめることになりました。このような母子心中一步手前まで追いつめられたり、いろいろな二次被害も受けました。

その中で、友人・知人の支えもあり、なんとか生きのびてきました。一番の心の支えは、子どもと、同じ経験をもつDV被害者との出会いでした。

DVは犯罪であることを強く訴えます。男女共同社会を作るにはこの問題を解決することが重要です。成人女性の3人から4人のひとは、なんらかのDV被害を受けています。DVは社会的な問題です。DV被害者は本来、力を持っていることを信じてください。世代間連鎖という言葉は使ってほしくありません。暴力が個人的、運命論的問題と捉われがち、だからです。暴力を見たり、受けたりするのはたしかにリスクを高めることです。でもその後、社会的にどうケアをしていくか、どういう人間と出会えるかで、子どもたちは変わっていくと思います。

【体験談の発表】 ケース-D-

(小林美佳氏)

私は『性犯罪にあうということ』という本を出しています。2000年8月31日、公園の脇に止めてあったワゴンの運転席から男性が道を尋ねてきました。夜道で相手が男性ということで、不安を感じ無視しようと思ったのですが相手の男性がそれでも道を尋ねるので、自転車を止め車に近づきました。車の外から道を教えると男性が「それだけじゃ分からないから、地図で教えてくれ」と言い、車内で地図を広げ始めました。仕方なく窓から車内へ首を突っ込む形になりました。その時、後部座席にいたもう1人の男が飛び出してきて私の荷物を奪い、後部座席に逃げ込みました。

《※中略》

荷物には仕事関係の重要書類が入っていたため「返して！」と手を伸ばすと、男にそのまま後部座席へひっぱりこまれました。私はすぐに目隠しをされ、カッターナイフをあてられ「死にたいか」と脅されました。この時、私は「死にたくない。生きて帰りたい」と、強く思いました。襲われている間のことは漠然とした記憶しか残っていないのですが、気が付くと男が自分の上に馬乗りになっていたなどが記憶に残っていました。

《※中略》

暴行を終えた男たちは、「早く出て行け」と車から追い出し、そのまま去りました。車外に出された時は、シャツは血でまみれ、ボタンが外れ胸元はがら空きで、助けを求めたくても、今の自分の姿を人前に晒すことが恐ろしく思えました。そばにはコンビニがあったのですが、その明るい光を恐く感じました。また、近くで警察官が交通整理を行っていたのですが、自分が交通整理以下の存在に思え、助けを求められずにいました。私はどんどん、暗いほうへ、暗いほうへ、と移動し、やがて公園のトイレの中に身を潜

めました。

ところが、警察にも家族にも連絡できずやっと思えた相手が別れた彼氏でした。連絡後すぐに駆けつけてくれた彼は私の姿を見てヘルメットを地面に叩きつけて激しく怒りました。

《※中略》

その後、元彼と警察に向かいました。警察署でまず行われたことは、写真撮影です。撮影は男性警察官によって行われました。

《※中略》

目的が分からぬまま、横からの写真、正面からの写真を撮られました。次に、調書がとられました。ここでは女性警官が付き添い、調書が取られたのですが、「何を入れられたんですか」と質問され、答えに窮してしまいました。「性器？」という問いに「違う」と答えてしまったため、後に届いた検察からの通知には、「強姦未遂」と書かれていました。調書が終わると帰宅となったのですが、調書のあたりから帰宅するまでの間のことは思い出せません。気が付いたら警察の車で家まで送られていました。その後、警察の現場検証に立ち会うこととなります。そこではかなり厳密な検証が行われましたが、おぞましい出来事に遭った場所へ再び足を運ぶことは負担が大きいものでした。警察は「公園の端から何 cm のところに停めてあった？」とメジャーを取り出し、cm 単位で厳密に位置を聞いてくるのですが、ショックな出来事があった上にそこまでハッキリと記憶していることもなく答えに窮してしまいました。

レイプ被害に遭ったあと、すぐには家族にレイプ被害のことを話せませんでした。高いハードルを越えて、母親にレイプ被害のことを打ち明けました。母親は「何でもっと早く言わなかったの。絶対に誰にも言っちゃだめよ。」そう、言われました。その一言から、私は、事件から生まれたやっかいなことや自分が苦しんでいることを、だれかに相談して解決しようとは思わなくなりました。これが、性暴力被害者が抱える「言えない」という大きな問題だと思います。消える事のない記憶と、なくなる身体や心の症状は今でもずっと、つきあっています。

被害から 12 年たった今ですが、実名と顔をださせていただいています。本を出して 4 年間、5000 人を超える性暴力の被害当事者と出会うことができました。このような場に立たせていただき、「性暴力被害者が求める事は何ですか？」と聞かれることが多くなりました。5000 人以上の多くの方からのメールや手紙の中にあるのは「理解」という言葉です。この「理解」が意味しているものを皆さまにも考えていただきたいと思います。

事件から二日後、私は、現場検証の際に、警察を訪れました。お昼ごはんは、かつ井と私のためにうどんをとってくださいました。そのときに、警察の方が、「よく来たね、現場検証がきつかったら言うんだよ。」と声をかけてくれました。昼食後、現場検証まで向かう際、同行してくれた警官の 1 人が、自己紹介に警察手帳を見せたのですがその

写真には館ひろしの写真が貼ってありました。私は、その時、ぷっと、笑ってしまいました。でも、事件後、笑ったのはそのときが最初でした。自分のために何かをしてくれるひとがいるのかもしれないと思った記憶として残っています。

《※中略》

性暴力・DVの経験者はひとに裏切られるという経験をしています。ひとに支配された経験から、社会やひとを信じられなくなってきた人達をたくさん見てきました。犯人を探すという行為や、話を聞いて『怒る』という表現は私たちにとっては当事者に向き合うのではなく犯人に対する怒りという目をそらされた孤独として感じることもあります。事件から10年して、その刑事さんに会うことができました。刑事さんがなぜあのときあの行動をとったのかと聞いたら「小林さんは警察に来たときから思いつめた顔をしていて、少しも笑わないし、目をあわさなかった。だけど、事件にあう前は普通に笑って過ごしていただろうに。それを事件によって奪われることがとても悔しかった。だから、笑ってほしかった」と答えてくれました。幸い、事件から2日後、私は、自分のために何かしてくれるひとにであえました。そういうひとに出会えるか、出会えないかは、性暴力被害者にとって、ひとを信じる力を与えてもらえるかどうかの大きな一歩となります。それに出会えず、命を絶ったひとを多く知っています。

皆が求めている「理解」とは自分に向き合ってくれる、自分に対して何か表現をしてくれる、気持ちを伝えてくれるひとたちとの、出会いなのです。皆様が一番大切なひととどう向き合うか、どういう信頼関係を持っているかを見直していただき、人間関係を構築しておいていただければと思います。

【パネリストコメント】

桐生氏：

専門は犯罪心理学ということで、最近では尼崎の事件の解説をしました。これは、DV・ストーカーの要素がたくさん入っている事件です。今までは外向きに向いていた犯罪が、内へ内へと見えないところに入っていく犯罪情勢となっています。性犯罪については、科捜研にいたことから、現場、被害者、加害者に会って話を聞き、検査をするという仕事をしておりましたので、今のお話を伺って、現場がよみがえってきました。犯罪心理学の観点から言えば、DVの研究は非常に少ないのが現状です。アメリカでも見当たりません。なおかつ、心理学の点からも、日本では研究が少ないです。DVの要素は見えにくく、研究がしにくいです。男性がもっているStereo Type（男性はかくあるべき）が家の中で発露しているのがDVである点、アメリカの発表にもありますが、あるタイプのひとは精神障害を持っているという精神医学的要因、日本に特徴とする、“家”を作っているシステムを男性が握っていて、女性が家から出ていくことができないという社会学的要因等が、DVを見る際の必要条件であると考えます。DVの加害者（概ね、男性）にアプローチして、それぞれが持っている要因を明確にしていかななくてはいけな

いと考えます。ただし、DV、ストーカー、性犯罪は、心理学的・社会的ななんらかの要因が重なっていますが重みが違っていますので、今後は、女性に対する暴力ではあるのですが、形態によって個々の対策をとっていかないといけないと考えます。なんらかの対策をとるためには、現状をしっかりと分析しないとイケません。法的・社会システムの・心理学的・生物学的等の様々な分野でチームを組んで、対応していかねばならない問題です。

岩井氏：

S.Y氏のケースを伺って、婚姻関係になかった中で、監視と暴力を受け続けたということですが、現在は配偶者暴力防止法ができ、内縁状態でも保護命令はだしうとなっています。DVは、暴力を受けても一旦認識して優しくなるサイクルがあるため、抜けきれない一面がありますが、それは不当な事であることを、早期に配偶者暴力相談支援センターに持ち込まれることが得策ではないかと思えます。認知の問題は、民法では、非嫡出子の保護のために、設けられているので、実子関係の推定がない子どもに対して、父親が実子関係にあることを認知することは、得のある行為であると立法されています。ただ、当事者はそれに関して争うことができますが、実子関係にあれば、届け出を受理することになります。そのことでその後、子どもをとられてしまうのは家裁の誤りとなりますので、DVの認識をもう少し持つてもらって、母親の権利を社会が認めて、夫の不当性を社会が認識するようにならなければなりません。相手の男性の実家自体に問題があるようにも見受けられます。この場合、家裁に持ち込むこともできますので、裁判官自身の認識も変えていかないといけないと思っています。

M.S氏のケースでは、男性は支配型のひとが往往にして多いです。そこを早く気づかせるように相談支援センターなどの利用が進む必要があります。家族の支援で離婚されたというのをうかがうと、相談支援センターでその部分もケアできる体制が望ましいと思われれます。

N.M氏のケースは、決断し自宅を逃げられたがその後苦勞されたわけです。今は、シェルターを用意できるシステムがだんだん整ってきていますが、社会全体がDVの理解を深めなければいけないと考えます。加害者をもっと取り締まれないかということは、暴力を受けた段階で警察に訴えれば、暴行罪の規定がありますので、犯罪化することはできるわけです。DV罪は、今は作られていませんが、暴行・脅迫・傷害罪というのは刑法の規定にありますので、証拠を用意されて、警察に訴えることが大事ではないかと思えます。

M.K氏のケースでショックを受けたのは、警察に行って、自分の被害を申告できなかったということです。実際は、強姦既遂なのに、強姦未遂になってしまったことが日本の問題ある現状です。警察が、まず、「あなたが悪いのではない」ということを伝え、被害をきちんと聞きとれるという体制を作らなければなりません。そして、すぐに、証

拋収集のために、病院で検査を受ける対応がなされなければなりません。今は、警察の方も体制が少しずつ整いつつあると思いますが、被害者はなにも悪くないのに、「汚れた」という意識で人生がなぜ変わらないといけないのか、ということに、非常に憤りを感じます。

信田氏：

体験発表をされた勇気が私たちに大きな学びをもたらすということに4名の方に感謝申し上げます。こういう場での発表は一種の使命感がないとできませんし、私自身はカウンセラー・臨床心理士として、DVの被害者・加害者に会ってきていますが、日本で出版されている本はなにも参考になりませんでした。当事者の方の話だけが自分の“教科書”になっています。2002年からDV被害者、2004年からはDV加害者のプログラムに従事してきました。2008年からはDVを目撃した母子のプログラムを始めました。DVの加害・被害には、明治以降の日本の家族が背負ってきた歴史があり、そして奇妙なことに彼ら加害者は被害者意識を持っているのです。「僕は、あの妻によって暴力をふるわされることになった」、ということで、加害者プログラムでも被害者意識に終始します。このことをどうやって変えていけるのかという問題があります。被害者グループを見て思うのは、悪いのは加害者だと言いつつも、1歩、グループを出た日本の社会は、圧倒的に男性の味方だし、DV加害者の味方です。女性が、程度は別として、「わたしがああいうひとを選んだから」、「結婚してからの対応が問題ではなかったのか?」「悪いのは私にもあったのではないか」というある種の加害者意識、加害者と被害者の意識の逆転こそが非常に大きいと思っています。

DVに係って思うのは、演劇の幕が終わらないことです。DVだとがんばって認識し、逃げるか別れるか、決意し、家を出た、出てから始まるのが親子のドラマ、その子どもにはっきり現れるDV家族で育った影響、自分自身の離れて初めて出るPTSD的状况を考えると、ドラマが終わらない、そしてそこに警察・裁判所・弁護士という司法関係の様々な機関が係ってきて、面接交渉といっても苦労の連続です。このように考えますと、DV被害者支援は長期にわたるものと思っていますが、残念なことに今の公的支援は短期間で終わらざるをえません。どれくらい係ればいいのかと問われれば、ひとりに対して10年だと思っています。加害者と縁が切れるわけではありません。彼らは、女性がめった刺しにされたとしても、自分の小指の先がちょっと切れたぐらいにしか認識しません（加害者は加害意識を喪失する）。この残酷さを考えると、加害者への教育・プログラムが必須だと思っています。従って、DVは長い幕のようなもので、被害者、加害者、被害にあった母子へのアプローチが必須であり、後者2つは被害者支援がしっかりしているかに係ってきます。M.K氏は「理解」と言われましたが、被害はどうか深く、どこまで続くのかという、被害の悲惨さが、もっと社会的に認知されなければいけないと思います。DV被害者・性犯罪被害者には、“どこか偏ってる”という変な誤解があ

ります。その時点・断面だけ見ればそうかもしれませんが、どうしてそうならざるを得なかったのか、特に性犯罪に関しては世界の軸がぶれる感じがしています。座標軸の根本がずれるという感じがあります。ずれたひとは変になることを私達はもっと知らないといけません。日本でDVの研究は貧困です。特に男性による研究をもっとやっていただきたいです。また、弁護士に力をつけてもらいたいです。特に最近若い女性の弁護士が増えていて、彼女たちならわかってもらえるだろうということが間違いだということに気づかされます。今日のような機会を、弁護士の間でも持つていただき、被害の深さを知ってもらいたいと思います。

【質疑応答・コメント】

Q>:若手の弁護士として勉強させていただきました。こういう支援をした方がいい、ということがあれば伺いたいと思います。

A>:我々としては、すぎる思いで弁護士にお願いします。複数の方をお願いしますが、DV・ストーカーに関して、わからない方も多くおられますので知識を持っていただきたいです。(パネラーより)

信田氏：以前、ある女性弁護士に頼んで解約する寸前まで行きました。20年前と、まだ、DVが珍しいときでしたが、こういう機会でも、DVとは何か、DVの及ぼす影響を心理的なものまで含めて、勉強いただきたいと思います。当初、知識がなくても、依頼者を理解したい、一緒に戦いたいということが見える弁護士を紹介しています。

被害を受けたひとは、わからないわけです。引っ張って欲しいです。依頼者と対等の関係ではなく、依頼をするときは、まいつているわけですので、強引かもしれませんが、一歩先をひっぱって欲しい(方向性を出す)と思います。

桐生氏：男性目線にならないで欲しいと思います。

岩井氏：DVの加害者は、危険な場合が往々にしてあります。複数で対応し、被害者の所在を知り得ないように細心の注意を払うとともに、自身の身の安全をはからねばなりません。また、社会の理解が深まる必要があります。安全のためにも警察他が動いてくれることが大事です。社会のひとが知る機会が必要です。例えば、医者が、救済のためのアドバイスがきちんとできるシステムを確立していく必要があると思います。

(2) 第二部 必要な支援と抑止策を考える<グループミーティング>

<助言者> 丸山聖子氏(婦人相談員)

<助言者> 岩井宣子氏(専修大学名誉教授)

<助言者> 桐生正幸氏(関西国際大学教授)

<助言者> 小野寺毅氏（警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室理事官）

<助言者> 荻野英俊氏（警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐）

<パネラー> S.Y氏、M.S氏、N.M氏、小林美佳氏

開会挨拶：上田厚子（財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 副会長）

（※概要）今日、パネラーの皆さまの勇気を持ったお話をお聞きし、感謝と感動を覚えました。第二部では「必要な支援と抑止策を考える」というテーマのもと、皆様にグループ研修を行っていただきますが、第一部ではお一人お一人のパネラーの方のお話を聞いていて胸がいっぱいになりました。本当に今まで、辛い思いをしておられたと感じました。しかしそこにとどまらず、そこからアクションを起こしていらっしゃることに非常に強さも感じました。小林様は警察の方との出会いで救われたとお聞きしましたが、第二部ではそんなことも含めたお話をいただきたいと思います。

助言者には午前の部に加え、警察の方お二人、婦人相談員の方にも来ていただいています。今日の討議により「女性に対する暴力の根絶に向けた研修討議」が活発に行われ、実りある研修討議になり、社会全体の意識を変える一助になればと願っています。



【私が望む支援（パネラー発表）】ケースーAー

(S.Y氏)

私が経験し、感じた中で思う生活支援は、速やかにシェルターに避難できるようにしていただきたいということです。私は当日、急にシェルターに行けなくなり、仕事を突然やめたにもかかわらず、妹の家や友人宅に子どもを連れ転々とし、施設に入所できるまで約1ヶ月を要し、結局はその間に子どもを一人、相手側につれていかれてしまった経緯があるからです。その他にも、金銭的なものが不安でシェルターや施設に避難する決意ができず、暴力からなかなか逃げだせずにいたという知人の話も耳にし、共感した

ところもあったからです。抑止策では、今回問題となっているようなことが、ただ相談や、逃げて危険を回避するだけではなく、被害者や加害者において心のカウンセリングのようなものが行われればよいと思います。加害者は幾度となく繰り返しますし、またそれを自分で抑制できないようにも見受けられたからです。そして今、私が、特に念を押して検討していただきたい支援は、認知制度に伴う女性の側への法的支援です。現代の認知についての法律は、私が思うに、母である女性の立場を無視したものに近いものだと思います。子の将来を左右する大きな問題について、母親の権利・主張がまるで通らず、また子を育てている母親が知らないうちに認知の手続きがなされ、法的に認められるのは、どの観点から考えてもおかしいと思います。婚姻に至らないものには何かしらの理由があるはずで、子の将来にかかわる重大な事になります。私のケースのように知らないうちに認知がなされ、突然、子どもの戸籍に父親として載り、父親としての権利を得て、嫌がらせの道具になってしまうようなことがこれ以上起こってはなりません。健やかな子どもの成長を担うため、また母として子どもと強く生きようとする母と子を引き裂くことがないように、子どもの心をこれ以上傷めないように、このような認知の有り方に改正を強く、強く願い、思い、法的支援を求め、『法改正』を願います。是非、ご検討のほどお願いいたします。

【私が望む支援（パネラー発表）】 ケースーBー

(M.S氏)

私が元夫と出会って離婚までの20年あまりの間にDV防止法が作られ、DV被害者が法の下にすぐにでも保護され、人生の再スタートを切るまでの支援をうけることができるようになりました。これについて私は当初、あまり期待はしていませんでした。これまでは“犬も食わない夫婦喧嘩と呼ばれ片づけられていた密室の恐怖”が、親族・知人などではなく、何のつながりもない他人によって本当に解決できるのか、信じられない気がしていました。でも、あまりにも追い詰められていくにしたがって、藁をもつかむ、すがる思いで区役所のDV相談窓口である保護課に足を運んでいたのです。驚いたことに、とても丁寧な扱いを受け、担当者の方は「もう安心ですよ」とおっしゃってくださいました。「いつでもお子さんと、身一つで逃げてきてください」とおっしゃってくださいました。またその時に、受けられる支援の全ての説明や再出発の準備費用の概算を、私の当時の給料に基づき計算してくださるなど、非常に細かなところまで相談に応じてくださいました。公的支援がその時、形だけでなく本当に機能しているのだと期待を持つことができました。

しかし区役所の相談員の方は「いつでも逃げてきて」と言われましたが、実際の受け入れ可能数は問題ないのだろうか、受け入れ可能期間は充分だろうか、不安が尽きません。もし言われた通りに、身一つで助けを求めた場合、「残念ながら今は満杯です」と断られたらどうなってしまいうだろうか。逃げるほうは命がけです。チャンスは1回しか

ありません。そういったところを、本当に慎重にお願いしたいと心から思っています。

私の場合は結果として実家の支援を受けました。住居や経済的援助も受けられました。親族により、元夫の攻撃から守ってもらえ、無事に離婚を成立させることができました。それ以外に助かった部分は、子どもの学校の対応でした。「元夫から問い合わせがあった場合には、このようにお願いします」、と言った通りに対応してもらえました。また区役所では、暴力が原因の転出の場合、窓口に申請すると一定期間、住民票など転出先を非表示にしてもらえるということがわかり、転出手続きと同時に出来て、とても助かりました。

再発防止については、当事者にまず、その状態がDVであることを気づいてほしいと思います。自分が苦しい目の前の現実がDVなのだ気が付かなければ、永遠に救われないと思います。特に身体的な暴力がメインではない“モラルハラスメント”は当事者が加害者であること、または、被害者であることになり気付きづらい傾向があります。私も18年が過ぎてから、インターネットでその言葉を知ることがあり、それで私が悪かったのではないことにやっと気づくことができました。被害者向けのチラシは、今では一般的に、公共施設等で見かけるようになりました。しかし加害者向けのものは見たことがありません。被害者の気付きも大事ですが、特に加害者に自分が加害者であるということに気づいてほしいと思います。加害者のほうが余計に気付きづらいと思うので、加害者のほうが気づきづらいと思うので、その分多く啓発するべきであると思います。自分が被害者なのだということに気づいたことによって、私は新たな生活を始めることができましたが、いつの間にか自分が被害者になっていたり、加害者になっていたりしないかと、時にはあえて振り返ってみることも必要かもしれません。被害者向け支援も大事ですが、加害者向けの“DVを繰り返さないための更生”のような支援があるといいと思います。そうすれば被害者も救われますし、そうすることによって加害者にも救われてほしいと思います。娘が使っている社会の教科書を見ると、以前よりDVのことをみかけるようになりました。これも加害者・被害者を生まないための有効な防止策になっていると思います。今後是非充実させてほしいです。

人間は別個の人格を持っていて、それぞれが同等に尊重されるべきであり、互いに、許しあいながら生涯をかけて成長していくものだと思っています。人権に対する考え方の確立と共に、今述べたような様々な改善がなされ、今後私たちのような、母と子との被害がなくなるように、心から願っています。

【私が望む支援（パネラー発表）】 ケースーCー

(N.M氏)

まず、DV被害者が社会的に孤立状態であることを、心に深く刻んでいただきたいと思います。私は、子どもが生まれる前に母が亡くなり、家を出る前には父も亡くなっていたので、頼る肉親はいませんでした。家を出た後、追跡型の夫だったので、私の友人、

肉親全部に追跡をしていました。だから、連絡も非常に用心深く制限していました。家を出る前、夫から首を絞められたり、肋骨にひびが入ったり、包丁をつきつけられたり、という生活をしていました。そんな中で緊張状態、うつ状態に陥りました。身一つで命からがら家を出て、暴力がなくなり親子で安心した生活が送れると思いましたが、そこから更に新たな地獄の始まり、大変な目にあいました。わずか2カ月の間に、ビジネスホテル、民間シェルター、法的シェルター、そしてアパートと、両手に紙袋を持って転々となりました。シェルターでもいじめにあいましたが、今日5分では深く話すことはできません。シェルターに入る時、わずかな情報を話しただけの友人が、駅の改札で、紙袋に洋服、子どものおもちゃを入れて待っていてくれました。民間のアパートに入る時には、子どもの不登校のことで相談していた民間の相談機関の方が、ランドセルから鍋・やかん・お箸にいたるまで山のように段ボールに入れて送って下さいました。追跡型の夫であったため、誰も知らないところにアパートをみつけ、子どもも転校しているためママ友もない、誰も知る人のいないところに住むため、物が無いところにいただいたということだけではなく、誰かが知っていてくれる、誰かが支えてくれる、心に残る品物でした。友達からいただいた紙袋には赤い口紅が入っていました。普段化粧はしませんが、私を気遣ってくれる友達がいると感じ、とても心強かったです。校長先生には子どもを守ってくださいとお願いしても、「父親の親権があり、できない」と断られました。19年程前、元夫は、家出人公開捜査願いを出していたので、それを取り下げてくれるよう警察にお願いしましたが、断られました。ケースワーカー、婦人相談員の方にも同行して警察に行ってもらいましたが、やはり断られました。最終的に、弁護士にお願いし、電話1本で済みました。アパートに移ってすぐ、生活保護が始まりましたが、最初の男性のケースワーカーの方から、「あなたは気が強いからこんなことになっているんでしょ」と言われ、子どもの不登校を盾にとり、母親である自分を責められる状態が続きました。アパートの保証人になってくれる方もなかなかいませんでした。いろんなところで、二次被害、三次被害を受け、最終的には調停成立、離婚裁判、家庭裁判所に差し戻しになり和解という形になりました。和解離婚になりますが、私は子どもと住んでいる住所を明かさなかったのですが、裁判官が「元夫が離婚して、子どもの親権、養育費を渡すので、あなたも譲って住所を教えたらどうですか」と言われました。当時DVもよく知られてはいませんでした。裁判官に「それはできません」と強く言いました。当時、私の中でも、「どうして好きになって一緒になったのに、こういうことになったの」という言葉が頭の中で回っていましたが、それについては、色々な本を読んだり、講演会に行ったりしました。どうして被害者は犯罪者のように暮らさなくては行けないのか、DV被害者の安全の確保・保護は当たり前すぎます。しかし大事なことであり、第1歩です。

2番目に社会が変わってほしいです。被害者、または気がついた人が24時間相談できる、無料の機関を作っていただきたいです。相談員には十分な研修を受けていただき

たいです。DVを受けた場合の相談機関を知らない人が多いです。被害者自身が相談機関を知ることは最低限必要ですが、身近な人も知っていると、早い段階で被害者を救うこと、被害を少なくすることができるはずです。直接被害を受けていない人も相談機関を知る事を、国をあげて宣伝していただきたいと思います。シェルターを出た後、グループハウス・ステップハウスのようなものがが必要です。アメリカ・マサチューセッツ州の地域生活支援センターのようなものがあればいいと思います。シェルターを出た後、心理的・経済的、子どものケアなど全体的に行ってくれるものがあるといいと思います。また、早期発見、早期解決のため、小さなころから、あらゆるところでのDVの研修に力を注いでいただきたいです。暴力をふるったひとが罰せられる法律を作っていただきたいです。DVは社会的犯罪です。人権侵害です。被害の心身への打撃や心の傷は深く複雑です。一人一人にあった多様で途切れることのない継続的支援が必要です。法的・生活的支援の必要性を強く訴えます。

【私が望む支援（パネラー発表）】 ケース-D-

（小林美佳氏）

「望む支援」は第一部では「理解」と述べましたが、私がやりとりをしている 5000人の性暴力の被害者の方から望むことを考えてみました。性暴力を受けた方には外出が困難になる方が多いです。人とのかかわりで恐怖・不信感を抱き、職場・学校を休むこととなります。その時に学校に、休む理由を伝えられなかったり、休学すると復学できないので、無理に登校・出勤し、体調を崩してしまい元の生活に戻れなくなる方が多いです。安心して休んでいいという環境・情報があればいいと思いました。親から性的虐待を受けている子どもたちからも相談・連絡を受けます。妊娠の心配のある子どもが、病院に行きたいが、お金が必要、保険証が必要、親の同意も必要です。親に知られずに中絶したり処方したりしてもらえないので、制度としてそこをフォローするものがあればいいと思います。

抑止策、…予防ですが、性的暴力・DVを受けていることを言えない子どもたちや、それが加害であることに気づいていない子どもたちがたくさんいます。できるだけ早く、教育の中に『性暴力がある』ということ盛り込んでいただきたい。

法的支援ですが、法律により性暴力の被害がやわらぐという期待は一切していません。法律を変える大きな動きも私にはできませんが、出来ること、出来ない事が法律によりはっきりしています。被害者は法律が自分を守ってくれるという期待を持っていくので、出来ること、現状には限界があるということを、きちんと向き合い、丁寧に説明してくれる弁護士・裁判官・検事がいるといいと思います。

【グループ討議】

申込時に提出していただいた希望に基づき、ループ分けを行い、1グループが約6名ずつになるようにテーブルをセッティング、各グループ毎に代表を決め、参加者が主体となってテーマ毎の課題や自由討論などに臨みました。

<S：生活支援策チーム> 担当・・・丸山聖子氏

<R：抑止策チーム> 担当・・・桐生正幸氏、小野寺毅氏、荻野英俊氏

<L：法的支援チーム> 担当・・・岩井宜子氏

各担当の先生方より、それぞれのチームに対して、問題提起として以下のような課題が出されました。いずれも先生方の熱い思いが込められた、手厚い課題であったと思います。少々手強い難易度であったようではありますが、恐らくは先生方が今日まで専門に研究されていて大事に考えられていることに当たるのではないかと思います。研修討議においては、参加者主体の立場を重んじるために、先生方からのレクチャー形式をなるべく控え、それぞれの課題（1～3）はこのように担当の先生方から出題していただいた経緯もあり、それぞれの先生方から後日まとめのコメントをいただくことが出来た場合は、本報告書に「まとめレポート」の形で掲載させていただくことにしました。

【チーム別討議課題】

Sチーム

1. 緊急一時保護（シェルター）に関して、どんなことが大切だろうか。課題は何だろうか。
2. 性犯罪被害者の方が「安心して休める環境・情報」について考えよう。
3. 地域での生活再建の時期に、経済・住まい・就労・子育て（面会交流）・心の回復等に関して、継続、断続的に支援し続ける、利用しやすい「地域生活支援センター的なもの」<N.Mさんの文章より>つくりについて考えてみよう。（「ひとり親家庭」支援とDV被害を受けた「ひとり親・単身」支援では、それぞれどのような配慮が必要か。）
4. 生活支援全般について。
5. 女性に対する暴力全般に対して。

Rチーム

DVなど女性に対する暴力行為を、構成要因でモデル的に捉えてみると（加害者＋被害者－監視者）といった人的な要因、（発生場所・発生時間）といった空間要因、男権主義的セクシャリティなどの社会状況要因があると考えられる。例えば、加害者と被害者がある場所と時間に一緒にいることでDVは発生するが、そこに抑止力を持った監視者（例えば、夫婦の両親、近所の人、警察官など）がいると抑止方向に作用する。また、加害者である男性の背景には、身体的な優位性、社会システムの男性の優位性などがあるものと思われる。

1. DVは、加害者である男性と被害者である女性が、どのような状況時に発生すると考えますか。（DVがない人間関係と、DVが生じる人間関係を想定し比較しながら2つ以上考える。）
2. 被害者である女性が、どのような状況になればDVの場面から抜け出せると考えるか。（「心理的な状況」「生活環境や地域社会の状況」「行政などの公的な状況」など、複数の観点から、具体的に考える。）
3. 現在の男権主義的なセクシャリティが現代社会の性のあり方（風俗やインターネット上でのポルノなど）を踏まえながら、どのように変化していけば男女間の性的な関係性がより良くなると考えるか。
4. 女性に対する暴力全般に関して、警察や支援機関等に期待したいことは何か。
5. 女性に対する暴力全般に対して。

Lチーム

1. DV加害者に対する法的対応策としてどのようなものがあるか。
2. DV加害者に対して治療プログラムを実施することは、現在の法運用で可能か、それとも立法が必要か。
3. DV・ストーカー被害者の実質的保護のために、身体の安全をはかるための立法は新たに必要か。
4. 法的支援全般について。
5. 女性に対する暴力全般に対して。

※それぞれ1～4がチーム共通課題＜必須課題＞、5が＜個別課題＞となっています。

【グループ討議の結果発表】 Sチーム：テーマ生活支援策

生活支援チーム：21名

生活支援策チーム①

1. 緊急一時保護（シェルター）に関して、どんなことが大切か？課題は？

今、母子寮は15歳以上の子どもは入れない。どんな年齢の子どもも入れる母子寮が望まれる。小さい子どもと15歳以上の子どもがいる場合、小さい子どもはお母さんと入れるが大きい子どもは一緒に入れず、バラバラに保護される。大きくても、男の子も女の子も心が傷ついているので、離されることなく一緒に入れることが望ましい。逃げる際、車で迎えにきてくれることが望ましい。県により異なるが、混んでいて入れないシェルターもある。また入れても相部屋でプライバシーがなく色々な問題が起こってくるので、環境のよいシェルターづくりが望ましい。警察の方の理解、とくに男性職員の教育を望む。

2. 性犯罪被害者の方が「安心して休める環境・情報」について

情報は専門員がいるが、そこにたどりつくまでどうするか。海外では駅等にポスターがあるが、日本も目につくところに情報をいれてはどうか。行政と民間の連携。仕事のアドバイスをするだけでなく、すべてを網羅する相談機関があればいい。

生活支援策チーム②

1. 緊急一時保護（シェルター）に関して、どんなことが大切か？課題は？

シェルターとはどういうものか。家には帰らない覚悟で皆さん逃げてきている。短い期間しかいないが、心のケアが必要である。入れなかった時の対応、行政機関の連携、情報の共有が大事である。

2. 性犯罪被害者の方が「安心して休める環境・情報」について

色々な人がいるが、何が起こったのか考えたいと思う。またどの機関にいけばいいのか思いつかないと思う。被害者がどこに相談しているのかという情報を何も起こってなくても知ることが大事で、知らせる努力が必要。相談できる機関は知っていても、そこにたどりつくまでの中間的機関がほしい。電話でも相談できる機関がほしい。

3. 地域での生活再建の時期に、利用しやすいづくりについて

テレビでシングルマザーのドラマがあるが、映像から入ってくると加害者にも抑止力になる。そういう周知の仕方もあると思う。

生活支援策チーム③

1. 緊急一時保護（シェルター）に関して、どんなことが大切か？課題は？

小学校高学年、中学校生になると入所できない問題がある。家族の直面する問題に学校にいけない、変えなくてはいけないという教育問題がある。

3. 地域での生活再建の時期に、利用しやすいづくりについて

千葉県にはDV専門相談員がいる。DV証明書で保育園、教育機関に優遇で入れる。公営住宅も優遇される。ない地域もあり地域格差がある。心理的支援だが、東京都は2週間で女性センターをでなくてはいけない、母子生活支援施設に入った場合、そこで完結し、地域につながらないという課題がある。どう心理的支援を構築していくかが課題

である。私のところは2年間の中で、1カ月で心理的に落ち着き、色々考えられるようになるのが3~4カ月目でそこから心のケアが始まる。その後就労支援が始まる。入所内に7~8割の問題を解決し、あとは地域でアフターケアをしていく。

丸山氏講評：

今日のお話から、格差があることがわかったと思います。全国に被害者はいるのでどのようにその格差をなくしていけばいいのかと思いました。数や期間の問題は絶対的な仕組、ハードとしてあります。シェルターは、通学ができないので、そこにいる期間は限られます。シェルターを出て、アパートに移る、その間に中間の施設があるといいと思います。相談員としても、一時保護としての責任を持つことができます。一時保護ができること、生活保護がかけられるということは生活支援の前提です。それなしに次の支援は成り立ちません。全国がそのようになっていくよう働きかけは続けなくてはいいと思います。これは当事者の問題でもあり、また支援者の問題でもあります。次に何が必要であるか。役所の窓口がDVにちゃんと対応できているかが問題です。人の質をあげていくことも大事であります。婦人相談所の雰囲気あまり暖かいものではないと感じています。昭和31年に制定された売春防止法に基づいて作られた施設で、そこにDVの看板をたてて、兼ねているところがほとんどです。保護を必要とする女子という言葉は現代も生きています。2012年6月から検討が始まり、12月に中間まとめがでます。この中で、婦人保護事業に限っての検討ですが、婦人相談所、婦人相談員という言葉が変わると思います。言葉だけでなく、中身・質・姿勢ともに、変わっていくよう祈念していただければと思います。

2点目は、まだ、もし自分だったら、身近にいたらという段階です。今日、当事者の話を聞きました。色々な支援が必要です。今日、どこで寝るか、大丈夫な場所かどうか。お金・仕事・健康の問題から、訴えるかどうかの問題。それら全部をうまくつないでくれる、適切な機関につないでくれるところが必要です。東京ではSARCという病院内におかれている24時間対応の電話です。その他小林氏のMicatsuki、大阪ではやはり病院にあるワンストップセンターがあります。まだお金がおりにこないので、法律も財政的支援も必要です。

3番目は、シェルターを出た後、地域で生活していく時に、ちょっと寄って相談できる場所です。これはDVにかかわらず「ひとり親」にも必要です。今なんとか食べられているだけでなく、子どもの将来、自分の老後を見据えた細かい支援が必要です。これだけ母子世帯、ひとり親世帯が増えているので、民間の施設で何でも話せ、行政の制度も使えるようつなげられるものがあるといいと思います。DVと「ひとり親」の違いは離婚に時間がかかる、その間、完全に「ひとり親」になれないので使えない制度がある、面会交流で悩む（協議離婚の方は決めていない人が多い）、等の特徴があります。DVは、調停しないと離婚できませんので、面会交流が書面にきちんと書かれ、重荷を背負

うこととなります。心のケアを担える場所に、お金が投入されることが理想です。

「まとめレポート」：丸山聖子氏

◆検討課題

1. 緊急一時保護（シェルター）に関して、どんなことが大切か。課題は何だろうか。

パネラーのみなさんからこんな声、要望が出ました。

「速やかにシェルターに避難できるようにしてほしい」「受入可能数や可能期間は十分だろうか」「民間シェルターの情報は？」「漏れがないようにして慎重にしてほしい」「シェルターの増設、滞在期間の延長、職員（保育士含め）の充実」「ステップハウスやグループホームが必要」「単身支援」

中でも、シェルターに入る予定だったのに入所できなくなった体験、一方で良い婦人相談員や窓口の職員に出会えた体験もありました。この違いから、考えてみたいと思います。

まず、被害者をシェルターにつなぐ役目、つまり出会う相談員が大事だということです。私の仕事は役所の婦人相談員です。相談と保護、保護中のソーシャルワークが仕事です。シェルターは避難場所ですので、一般的には公表されていません。被害者はその存在、そこにいけばどうなるのか、どこにあるのか知らないです。ですので、被害者とシェルターをつなぐのが私たち婦人相談員の仕事といえます。「橋渡し」です。ですから「速やかに」の部分は私たちの責務です。

次に、数や期間の確保が大切です。急に入所できなくなった理由はわかりませんが、人口に対して数が不足していることが考えられます。数や期間は、公的シェルターではほぼ決まっています。委託先としての民間シェルターや婦人保護施設などが増える可能性はあります。都道府県で格差があるでしょう。広い都道府県ではどのような実態になっているのか心配です。それぞれの都道府県の人口や面積に適切かどうか調べ、最低必要数を出すべきだと思います。

シェルターの不足は支援者にとっても困難です。まず一時保護ができること、経済面では生活保護が受給できること、次に包括的な支援が始まると思います。ですから、一時保護できない、生活保護を受給するのに困難だと支援者も非常に無力感に襲われます。シェルターの不足は被害者も相談員も声を挙げなければなりません。

包括的支援（健康・子ども・法的・住まい・地域へのつながり）が大事です。心と体の健康・子どもたちの支援・法的手続・その後の住まいのソーシャルワークをします。そのときに保育や学習援助が必要です。高齢や障がい、外国籍の場合の支援は連携機関がそれぞれ違います。その包括的な支援の質が最も大切です。それはひとりひとりの女性や母子の個別性を大切にしたい支援です。シェルターの2週間では足りないので宿泊所などで通学も始めながら3か月はお付き合いをします。これも都道府県で資源の格差があります。シェルターを1か月に延長してアパートに転居する場合があります。そして、

新しい地域での婦人相談員や生活保護ケースワーカーにつないで、新生活を始められています。公的シェルターは通学・通勤ができないので、2週間から長くとも1か月だと考えます。けれども、その期間で地域生活をするのが不安な方もたくさんおられるので、「ステップハウス」や「グループホーム」のような施設も財政支援を受け、民間で作られることが必要です。

最後に、現在の公的シェルターは、各都道府県の売春防止法に基づく婦人相談所に、DV防止法の「配偶者暴力相談支援センター」の役割を重ねたものが、ほとんどです。シェルターは一時保護所ですから、建物（ハード）をイメージされると思いますが、安全安心を確保したハード、環境はもちろん大切です。それと同時に、そこで提供されるサービス、たとえば医療・心理・生活面の見守り、上記の包括的支援（ソーシャルワーク）があつて初めてシェルターと言えます。それを、ハードに対してソフトまたはプログラムと呼びます。シェルターは宿泊だけではなく、被害者が休み、今後を考え、準備する場所です。そのプログラムは、今後の大きな課題です。

緊急の時期に一定の支援者につながれること、安心安全な環境に行けること、そこでは個人に合ったプログラムやソーシャルワークを提供されることが大切です。人生の大きな転換点で、その出会いがあればこそ、被害者は、人への信頼感や自己尊重の回復が望めるからです。緊急一時保護（シェルター）の質と量を高めることが、大きな課題と言えます。

2. 性犯罪被害者の方が「安心して休める環境・情報」について考えよう。

この課題は、ぜひ私たち一人ひとりが、性犯罪被害者の立場になった場合や、または身近な人（娘や友人）の場合にどうなるか、何が必要かを考えていただきたいと思つて出しました。「私は被害にあわない」ではなく「もし自分だったら、家族だったら、相談を受けたら…」と想像することで、よりよい支援を考えることができます。

参加者のみなさんは、戸惑いながらも「私だったら、警察に行く」「病院に行く」という意見が多かったのですが、さらに具体的に考えると「警察にひとりで行けるだろうか」「病院は婦人科だろうか」「病院で何をいえばいいのか」「その日は自分の家に帰るだろうか」「誰かに被害の話をして、一緒にいてほしいと思うだろうか」「その日の夜はどこでどう過ごすか」「翌日は仕事に行けるだろうか」とどんどん不安な気持ちが増してきました。

その結果「どこか、まずソフトに被害者を受け止めてくれて、警察や適切な病院につないでくれるようなところがあったら安心するんじゃない？」という意見が出てきました。

実は、そうした「性暴力被害者のためのワンストップセンター」が全国に少しずつでき始めています。その情報の一部を提供します。

- ・SACHIKO 性暴力救援センター・大阪 072-330-0799 24時間ホットライン
- ・SARC 性暴力救援センター・東京 03-5607-0799 24時間ホットライン

・レイプクライシスセンター TSUBOMI 03-5577-4042

被害相談は時間を問わず、緊急を要する場合があります。ですので24時間ホットラインを設けています。そこに電話すれば、まず被害の話をきちんと受け止めてもらえます。その上で、被害者の希望する支援をともに検討し、可能な範囲で受けることができます。面接相談・医療情報・法的手続情報・生活の情報の提供だけでなく、実際に病院や警察・弁護士・福祉事務所などにつないだり、場合によっては同行支援も可能です。まだ始まったばかりですが、私たち自身の健康で安全な生活のために必要です。インターネットで検索できますので、寄付などの支援や関心を寄せてください。また全国各地でのこのような動きの情報を集め、広めていただきたいと思います。

3. 地域での生活再建の時期に、経済・住まい・就労・子育て（面会交流）・心の回復等に関して、継続、断続的に支援し続ける、利用しやすい「地域生活支援センター的なもの」づくりについて考えてみよう。

※「ひとり親家庭」支援とDV被害を受けた「ひとり親・単身」支援ではそれぞれどのような配慮が必要か。

最初にシェルター利用に関する緊急時の支援を考えていただきました。緊急時を経て、離婚が成立し、住民票異動の閲覧制限の支援措置（申出者のみの閲覧や写しの交付）をかけて住民票を異動できると、次のステップに入ります。それが、地域での生活再建の時期と言えます。また「ひとり親家庭」としてのスタートでもあります。児童扶養手当等の申請をしたり、資格取得のための制度を使うことを始める方もいます。

全国母子寡婦福祉団体は、ひとり親家庭の最大の課題である就労の支援などをされていると聞いています。ですので、ひとり親のみなさんの苦労についてはよく理解されていると思います。経済・住宅・子育てや将来の不安が大きな課題です。

DV被害にあったひとり親は、それに加えて、被害による心の回復を大切にしてほしいと思います。被害者自身と子どもたちの両方の回復です。「心の傷」と言っても見えません。PTSDの症状（過覚醒・マヒ・侵入）やうつ症状があって、精神科受診をして服薬している方や不登校気味の子どもたちもいます。それほど明らかではないけれど、時々「自分の体験は何だったんだろう」と、考えてしまうという方もいます。緊急避難や離婚などの大仕事が一段落した頃に、それまでとは違う心持ちになって戸惑ったり、子どもたちの思春期や青年期の成長で戸惑ったとき、「これはDVの影響かしら、一般的な健康な反応かしら」と考え込むこともあります。そして自分を責めたり、子どもを恐いと感じることもあります。そんな時に、その気持ちを話せる相談機関や同じ体験をした仲間との自助グループの場がぜひ必要です。今は、区市の男女共同参画センターの相談でカウンセリングを受けられますが、自助グループは少ないし、あまり知られていません。

また、面会交流の方法で困っている方もいます。DV例では、離婚調停でないと離婚が成立しないことが多いですが、そのために調停調書で、養育費や面会交流の取り決め

がなされます。内容は「月1回子どもに会わせること、その方法は両者で協議する」というものです。中には子どもへの直接の虐待があり、面会は子どもが望むまでは行わないという取り決めになる場合もありますが、直接の児童虐待がない場合は、行わなければなりません。月1回たとえば第1日曜日と決めても、その都度、別れて住んでいる親と子どものスケジュールを確認したり、都合が悪いと調整して変更しなければなりません。DV被害者は相手方とのそうしたやりとりをととても負担に感じています。親戚の人に仲介に入ってもらい、調整していても、相手方とのやりとりに疲れてしまう場合があります。そうした調整や相手方が家を追跡しないようにルールを守り、面会交流が進められる支援が必要です。FPIC（家庭問題情報センター）がありますが、支援が有料なので続かない場合もあります。今後の大きな課題です。

最後に、ひとり親家庭が増加していますが、公的な支援制度は大きく増加したといえませんが、単身女性はさらに制度が少ないです。ひとり親が、自分と子どもの将来像や子どもの巣立った後の老後の計画が立てられるようになるには、まだまだこれからです。「DVで危険だから、離れたほうがよい。シェルターはあります」と言うのはたやすいかもしれませんが、ひとり親の苦労を軽減し、ライフプランを持てる支援がなければ、簡単に言えない言葉だと常々考えています。女性差別はないと言う人がいるかもしれませんが、「ひとり親」になったとき「男性を主たる稼ぎ手とした世帯」を基準にした社会の制度、たとえば扶養控除や年金制度の矛盾を痛切に感じます。そうした社会制度を今後変える必要があると思います。

身近なところ、市区単位で「ひとり親家庭支援センター」があればいいなと思います。仕事帰りに、親子で寄れたり、休日に相談できたりすると心強いのではないのでしょうか。DV被害体験がある方も5年、10年たつと、普段はDV被害のことは忘れて暮らしています。でもそのことを思い出したり、考えたいときに、その場所で話したり、仲間にあたれば、ほっと一息ついて、また日常に戻れます。そんなグループもさりげなくプログラムがあれば有効です。

DV被害体験は、過酷です。しかし、被害者はその中を生き抜いた人です。「サバイバー」と呼びますが、被害の中でも、被害から抜け出した後も、常に環境と自分を調整する力を発揮してきた人です。自己尊重の回復のみならず、体験を自分の一部としておられます。緊急から生活再建まで、そして人生をかけて、適切な支援を受けられるようなくみつくりを、公民の立場でともに続けていきたいと思っています。

【グループ討議の結果発表】 Rチーム：テーマ抑止策

抑止策チーム：18名

抑止策チーム①

1. 加害者である男性と被害者である女性の関係がどのようなであるとDVは発生する

のか？

抑止の問題から、どのような状態から始まるかという考察から始めた。家庭内暴力、性暴力、痴漢まで含めて、力関係が生じる場所ではどこでも起こりえる。家庭、職場、学校、一般的な生活の場でも存在する。まずこのことを認識しなくてはいけない。何がそうさせるのか。力、上下関係、対等でない関係が存在する。家庭であれば経済力を握っている夫、失業中であれば腕力、職場は上司と部下の関係、学校は教授と生徒、と力関係が必ず存在する。そこから逃げるのが困難な状況が被害を発生させる。その状況はもともと日本の歴史の中から生まれた。日本に大きな戦争が幾度もあった。戦争に出るのは男性、家庭を守るのは女性。男性をたてるという美的スタイルは今も尊重されている。現在の政治、経済のトップは男性。これらが今の男性社会を築いている。女性の力は微々たるもの。男性社会が女性を被害者にする力関係を作り上げている。

2. 被害者がどのような状況になればDVの場面から抜け出せると思うか？

まず被害者が自分は被害を受けていると自覚する必要がある。加害者も加害者であるという自覚をする必要がある。そのためには教育が必要である。大人になってからでは遅い。今の教育ではお互いに尊重しあうことが足りない。社会的認知も必要。緊急で、ワンストップでできるのは、保健士・保育士につながる相談窓口を作ること。フローチャートを作り、こういうケースではここに相談すればよいと示す。

3. 現在の男権主義的なセクシャリティが現代社会の性のあり方を踏まえながら、どのように変化していけば男女間の性的な関係性がより良くなると考えるか？

反対との認識を広めること、男らしさを勘違いさせない社会を作る事（子どもが見ているアニメに、女性が男性に襲われ喜び、恋に発展して喜ぶシーンがある）、男社会からの脱却。女性の社会進出を広める。

4. 警察や司法機関に求めること

専門知識、法的整備。女性が襲われて、声が出せないことも理解できない司法関係者もいる。

抑止策チーム②

1. 加害者である男性と被害者である女性の関係がどのようなであるとDVは発生するか？

社会から断絶された中で行われていて、相手を孤立させ（恥ずかしいということで周りに言えない）、身動きがとれない状態に置かれて繰り返し行われている。男性優位の社会の中で自分と同等に立とうとしたときに、男性が不愉快になった際におきる。男性が自分の思い通りにしたいという願望があり、戦時中からの経緯もあり、女性は我慢し

なくてはならないという風潮が影響している。

2. 被害者がどのような状況になればDVの場面から抜け出せると思うか？

社会全体の男性優位の意識を変えることが必要。男性であれば女性に対して何をしてもいいという意識がすべての男性にあり、その意識を変えるためには、小中学生から、ひとに害を与えることは犯罪であるという人権教育が必要。小さいころから、嫌だと伝えることを家庭内で教えることも大事である。

3. 現在の男権主義的なセクシャリティが現代社会の性のあり方を踏まえながら、どのように変化していけば男女間の性的な関係性がより良くなると考えるか？

男性優位の思想がある（女性向け雑誌等においても）ので、これを変える。

抑止策チーム③

1. 加害者である男性と被害者である女性の関係がどのようなであるとDVは発生するか？

経済的社会的格差があるとき（片方が依存しており、上下関係ができやすい）におきるであろう。加害者も孤立することも多い→自尊感情が低いのでさらに低い人を相手にすることでバランスを保とうとする。加害者は相手に与える言葉をわかっているが上手に使っているため被害者はますます委縮する。被害者は自己肯定感を持ってない。被害者が自分で決めていいということをまず、納得できるとよい。

2. 被害者がどのような状況になればDVの場面から抜け出せると思うか？

加害者と被害者の二人の関係から外（友人、加害者より目上のひと等）に目が向くことが大事。直接、相談機関になっていない、児童館・図書館・医療機関などに相談ができるようになれば、広くDVをPRでき、加害者もDVに気づく。他人の生活も知る努力をする。公的機関と民間の連携もあっていいのではないか。

3. 現在の男権主義的なセクシャリティが現代社会の性のあり方を踏まえながら、どのように変化していけば男女間の性的な関係性がより良くなると考えるか？

地域、家庭、マスコミの教育が必要。

桐生氏講評：ワンストップについては、もう少し身近な、そして大きいものがあればよいと考えます。インターネット（ソーシャルネットワーク）から入れる身近なワンストップがあってもよいです。本日の成果物として、フローチャートを作る機会があればよいと考えます。男性の意識を変えないといけないことから出発しますが、地域防犯活動があるが、犯罪者を出さない、コミュニティな力を使えないか？教育現場で、どのよう

な授業を受けたいかと聞くと、まずは子どもの防犯があがります。2 番目、非行、3 番目はモンスターペアレンツです。地域力も使って、特に男性に対する性教育をすべきです。ホテルでは簡単にエッチ系のビデオが見られます。概ね、女性がいやだというのに男性が強要し、最終的には女性も喜ぶ画像が 9 割くらいあります。子どもはこれを見て学んでいますが、これは違うということ、そもそも恋愛とはひとを慈しむものであることを教える仕組みを作っていくといけません。根本的に、男性の性のありかたと暴力欲（権力欲につながる）を是正していく必要があります。

小野寺氏講評：M.S 氏の話の中で、“犬も食わない夫婦喧嘩で片づけられてきた密室の恐怖”という言葉は警察にとって耳の痛い話で、考えさせられるものでした。また、「逃げ方は命がけ」で、「チャンスは 1 回しかない」というのも、DV 被害者の追い詰められた感情を、警察の方でどのように対処できているのだろうかと考えさせられました。N.M 氏のお話にありました、加害者に共通しているのは外面がいいことで、周りの人は騙されてしまうということにも、ぎくりとさせられてしまいました。警察は騙されていないだろうか？騙されていることで犯罪の潜在化、また、被害者のいのちがけの SOS を見過ごしているのではないかと反省したところです。生活支援の中で、警察官を教育してほしいということは耳の痛い点であります。抑止策の中で出た、男性優位社会と一部、関わる分野であるとは思いますが、警察的にも昨今は、犯罪心理学に力をいれておりまして、単に捜査だけでなく側面支援要員を全国で 3 万人以上設置していますが、教育が行き届いていない面もあるかと思えます。警察は捜査をする機関であり、特に性犯罪では、何よりも被害者の敵を討つ、恨みを晴らす、第 3 の被害を防ぐという観点から、捜査を優先する結果、被害者の心情を害することになりかねない部分があります。この点は、なんらかの方法でソフトランディングさせていかないとはいけません。警察は正に、男性優位社会で、現在、男性が占める割合が 95% と非常に高いです。これから 10 年以内に、女性の比率を 10% にしようという目標を掲げております。さまざまな相談、臨床心理士による相談、支援要員、経済的支援等制度を用意していますが、女性の視点をより取り入れて、警察にアクセスしやすいように改善する計画です。男性警察官だと、女性の性犯罪被害者が語る性的恐怖感・嫌悪感を感覚的に理解できないという限界を感じます。ということで女性警察官の投入は進めていかないとはいえないと考えております。今回の研修討議は有意義であり、警察にとっての改善のヒント等をいただければありがたいです。一人で悩まない、泣き寝入りをしないことが大事であると考えます。

荻野氏講評：DV・ストーカーの現状ですが、23 年度の数値で認知件数（相談及び被害の届け出）はストーカーが約 15000 件、DV が約 35000 件です。過去 10 年の統計では右肩あがりです。2012 年は過去最高に達すると予想されています。長崎のストーカー事件が世間の耳目を集めるようになり、感心も高まっていますが、事細かく警察に

相談いただいていることから認知件数が上がっていると理解しています。つまり、被害者の皆様がより、積極的にご相談いただいていると理解しています。従いまして、増える＝悪化とも言えません。男女の比率ですが、DVのうち、97%の被害者は女性です。一方、ストーカーは女性被害者が90%となっています。レアケースとして、女性が女性に対して、男性が男性に対してというものも含まれています。DV・ストーカー認知件数5万件というのは氷山の一角と考えています。内閣府の調査の中に、過去5年以内に、被害にあった300人のうち、警察に相談された比率は約2～3%と非常に低いのが実態です。課題は、長崎事案に大きな反省点がありまして、現場警察官の危機意識が不足していたため、まさか、長崎まで攻められないだろう、また、被害届を1週間、先延ばしにして受けた等の反省を踏まえて2012年3月に、刑事局長より、組織的に、早期に対応していこうと通達を出したところであります。教育の問題も、本通達に書いています。今後の対策については被害者の意思決定支援、これはDVは暴力期とハネムーン期を繰り返すという特徴がありますので、今は大丈夫でも、暴力を受けたときに早期に被害届けを出し、関係機関と連携を取ることができることを伝えることで、早期に意思決定を行ってもらい、被害の拡大を予防するための支援体制です。もう一つは危険性判断チェックとして、本事案の危険性を正しく見極める必要があるということで、有識者司法精神医学の先生にお願いしてチェックリストを作成し、全国に導入しようとしております。

【グループ討議の結果発表】 Lチーム：テーマ法的支援策

法的支援チーム：18名

法的支援チーム①

1. 全般について

保護命令については本来、被害者を危険から守るべきものであるが、逆に発令することで加害者を刺激してしまうことを被害者が恐れて、実際には有効に活用されていないのではないか。保護命令が発令されても、実際は執行猶予がついて、加害者を泳がしてしまうことになる。直近の身体的暴力がないと発令されないなど、法の意識が薄いのが問題である。また、保護命令を再申請しようとしても、実際にはなかなか、とりあげてもらえない。その改善策については、DV防止法の改正に伴って、履行にたどりつけない被害者に対して行政では、児童扶養手当、児童手当、保護介入をスムーズに図るなどが通達にあるが、実際には要件の縛りが厳しく、なかなか受給にたどりついていないのが実態である。この結果、病院の受診などにより、居所がわかってしまうという矛盾も発生している。今後の防止策は、加害者優位の保護者を作らないために、DV教育を進めるべきであろう。警察、裁判所で個々のDVに対する認識レベルが違うが、被害者も訴える活動を積極的にしましょう。

法的支援チーム②

1. DV加害者に対する法的対応策としてどのようなものがあるか？

生活保護も含めて生活支援全般の法的支援の内容、緊急時対応を相談者に説明する。次のステップへの支援につなげられるような選択肢を説明する。

2. DV加害者に対して治療プログラムを実施することは、現在の法運用で可能か、それとも立法が必要か？

DV加害者の支援プログラムも必要だが、中身が問題(治療・更生・カウンセリング)。新たな立法が慎重論。犯罪としての立件が可能であるならば立法は必要。新たな立法がなくても保護命令が出た時点で加害者治療プログラムを受けるシステムが必要ではないか。先日、精神的DV事案でも、保護命令が出たという先進的事例があった。

3. DV・ストーカー被害者の実質的保護のために、身体を安全をはかるための立法は新たに必要か？

保護命令が出るのは以前に比べると早いですが、事務が煩雑である。ストーカー事件も、迅速に行ってほしい。全国区の問題なので他県との連携が必要

4. 法的支援全般について

認知の条件の見直しを現在の社会的状況を踏まえて再考する必要がある

法的支援チーム③

1-4 総合

面会交流時においてもDVが継続されている現状から、第三者によって、調停事項の遵守がされているか検知することはできないのか。加害者に対する治療プログラムについてはDVの要因がそれぞれ異なるため、精神疾患と単純に割り切れない方もいるので、プログラムは異なってくるはずなので現在の法運用は見直すべき。加害者向けのDVチェックシート、ちらしを作る、養育費を払う側のセミナー等、行動する側への対策があってもいいのではないかと。DV対策は法的に必要なが、労基法、人権としての法律に入れていくことが必要。家族からの言葉、親からの言葉も2次被害になっていることから教育が重要。

岩井氏講評： DV防止法ができましたが、活用はなかなか難しいのは感じています。DV被害というのは、専業主婦が、経済的理由から逃れられないものかと潜在的に思っていたのですが、今日話を聞きますと、虐待被害は交際段階から始まり、逃れられずに、婚姻・出産し、その婚姻中も女性自らが生活の糧を得るということを伺い、女性が結婚的依存状態から逃れられなくなっているのとは違う要素でしばられていることを

知りました。それは早く、監禁罪にあたるような犯罪として扱い、早急に救済するシステムを確立しないといけないと思います。監視が厳しい人は、相談に行くこともむずかしいわけです。法律で、何をどの段階で解決できるのかを考えると、周囲の人の意識が変わり、安全を守ることが刑事司法でもできないといけません。運用の問題でもあるので、解釈・立法につながらない面もあり、研修・教育で対応していただきたいと思います。アメリカでは虐待防止法というものでワンストップ対応ができるようになることにより、個別の支援ではなく総合的な支援に結びついていくのではないのでしょうか。DV防止法の中で、犯罪化していき、加害者の更生プログラムに導ける大きな意味での立法も作られるべきです。加害者更生プログラムについては男女共同参画局でも研究に留まっており、諸外国の成功事例を実質的に導入できていないので、DVを犯罪として捉える中で、更生プログラムの発展も期待したいです。

「まとめレポート」：岩井宜子氏

◆検討課題

1. 法的対応策としてどのようなものが考えられるか？

1 班の討議に参加したが、深刻なDV被害者もおられ、他の方は援助に関わっていられた方たちで、知識もかなりもっていらっしやった。被害者の方は、法的な支援策にどのようなものがあるかは知っていて、活用しているようであったが、子どもの養育費を加害者から得つつ安全を確保するのは、かなり困難を感じるようで、疲弊している様子であった。DV関連の支援に精通した弁護士を紹介してくれと話していた。法制度を活用するにもかなりのエネルギーを要することを痛感した。

法制度がある程度整っても、それを積極的に活用する術をもたないと、実質的なDV被害救済につながらない。私は、警察に相談すれば臨機応変に対応してくれると、警察庁の方にも加わっていただき、積極的に相談するよう、勧めた。加害者を犯罪者にしてしまうと働けなくなり、養育費ももらえなくなるという心配を語られた。

法的支援は結局、周りに支援をしてくれる人を得ることができるかにかかってきそうである。配偶者暴力相談支援センターを中心とした、支援のためのネットワーク作りがいかにかつ大切かを皆で確認しあった。

2. DV加害者に対して治療プログラムを実施することは、現在の法運用で可能か、それとも立法が必要か？

このようなDV被害を減じるためにも、加害男性が更生することが必要である。そうでなければ、保護命令で逃れても、いつまでもその追跡に脅えなければならず、また、新しい被害者を生み出しかねない。

内閣府・男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会でも、第3次計画の策定にあたって、加害者更生プログラムについて研究を行ったが、諸外国においても、

成功を確実に約束するものはまだ見出されていないということであった。しかし、今回、メンタルサービスセンター主催者の草柳和之先生へのインタビューをご紹介いただき、加害者更生プログラムも開発されつつあることを知り、頼もしく思った。DV事案に対しては、逮捕を行い、暴力行為に対する刑罰については、その執行を猶予し、保護観察の条件として、その受講を義務づけることも有意義だと思われる。その技法が全国的に広め得るものなのかをよく検討して法的システムの中に取り入れていくことが必要であろう。

なかなか短時間で皆が納得するような討議を行うことは困難であったが、ただ、聞くだけでなく、共に考えることによって、この問題への認識も深まり、身近な問題として、被害者の発見・支援にもつながりうるものと考えられる。その意味で、被害者の生々しい声を聴き、被害の実態を知ったのちに、自ら解決策を考えるという本日の研修討議は非常に有意義なものであったと思える。

*法的支援チームの共通課題より、加害者に対しての治療プログラムの問題が提起され、まだこの取り組み自体が日本の社会にとって新しいものであることから、その最新情報の1つとして、加害者更生プログラムの取り組みをされている、草柳和之氏のインタビュー記事を掲載します（後述）。

閉会挨拶：鉄崎智嘉子（財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 副会長）

（※概要）重たい、重要なテーマで本日は討議いただきました。女性に対することはもとより、自分より弱いものに対するいじめは、絶対になされてはいけないことです。これからも、皆様、一緒になって、力をあわせて、まず、女性から声を出していかなければならないと思います。それぞれの立場の中で、今、自分ができることがあれば、その場で行動を起こしていただきたいと思います。本日はパネラーの皆様に、勇気と自負を持って、貴重な体験発表を頂き、また専門の先生方のご意見、支援団体・一般市民の皆様の熱心なグループミーティングと、有意義な時間であったと思っております。皆様のご意見を指針に、報告書をまとめさせていただきますが、今後も情報交換・PRを進め、一緒に前に進んでいただくことにご協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

(3) 開催によせて ：全国母子寡婦福祉団体協議会事務局
～課題に向けた考察～

被害経験者のパネラーの方々も、先生方やご参加くださった方々の温かいメッセージに安心されたことと思います。帰りにパネラーの方を駅まで見送りして、そのなにかが晴れたような笑顔を拝見することが出来ました。この研修討議が実現するまでに要した

苦勞の数々も、それですっかり報われたような気がします。研修討議は、主催者を獲得することから、戦いが始まります。しかし、主催者だけでは成立しません。メッセージを発信する人が必要です。発信したメッセージを、しっかり受け止めてくれる参加者が必要です。催行が問題なく滞りなく進むように、スタッフが必要です。たくさんの方の力が合わさって今日のこの研修討議が実現しましたことを、心から感謝申し上げます。

会場からの声でも、今回、勇気を持ってご登壇くださったパネラーの方々に、絶賛の声が寄せられています。

私としては、S.Y氏の案件が、やはり今でも釈然とせず、認知のフローの全体的ありかたを、もう少しなんとか出来ないだろうかと思っています。認知とは、実父と実母がするもの、それによる効果や意義、責任・権利など様々な側面があると同時に、言えることはその及ぼす影響は大きいということです。しかし例えば、例は極端かもしれませんが、カトリック教徒が強姦によって懐胎した子、またはストーカーによる強姦で懐胎した子の認知はどうなるのでしょうか。すでにそういったことを問題とし議論している国もあるように思います。たとえば犯罪者が、「父だから」と、どこかで人知れず認知してきて被害者と親同士みたいなことに？世の中がもし、「そうであるべき」という真理ならば、そのケースでは認知そのものが、胎児（子）の生命の保護に仇なすと思われませんか？たとえばということで、犯罪によるケースを出しましたが、犯罪でなくても性質は同じです。必ずしも、懐胎により子どもの誕生にかかる男（父）女（母）の合意の程度は測れません。その懐胎した子の処遇（生かすか死なすか）を最終的に決断するのは母親であるわけですから、母親が合意や確認の出来ないもう一方の親から将来的に受けるかもしれない脅威について充分保護する観点を持ち、単独認知する権利も考える必要があるのではないのでしょうか？そうしなければ、例えば母親やその周囲が『海のものとも山のものとも知れないもう一方の親の存在』を恐れ、徒に子が母親やその周囲の者からも生命の保護を受ける機会を損なうことが多分に考えられます。そしてまた、少なくとも、認知を拒否・否定されて一人で育てる覚悟で出産育児、そのだいぶ後になって子を奪取されるという、そういう社会契約は認めることが不可能であると思います。それでも、母と子とをその脅威に晒す利と理は、どこにあるのでしょうか。過たず、人権尊重の側にあるのでしょうか？

今回は、この他に、M.S氏とN.M氏の、DV被害経験者の方々から、フォローをいただきました。もう被害から解放されて何年も経っているはずの方たちも、そのような話になると平常心が乱れてしまうというような、深い傷跡を思わざるを得ませんでした。「DVであると気付かなければ救われない、だから被害者に気付いてほしい」ということ、M.S氏からのこのメッセージを、しっかり後のレポートに盛り込むことにしました。N.M氏の「ケースワーカーの方から・・・母親である自分を責められる状態が続きました」との話も印象的でした。善意のケースワーカーの方もあると思われ、一概に書くことは憚られますが、実際に支援を進めていく中で、広くいろいろな問題を耳にします。手続

きを進めていく中で出会う無理解な立場からの声も、なにか実感として「ありそうだ」と分かる気がしました。研修討議の準備期間という限られた期間でしたが、パネラーの方たちとやりとりを重ねる間に、どうしてまたこのように優しい方たちが被害者に・・・と、やりきれない思いもいたしました。ご登壇くださった方たちの今後のご健勝を、心よりお祈りいたします。

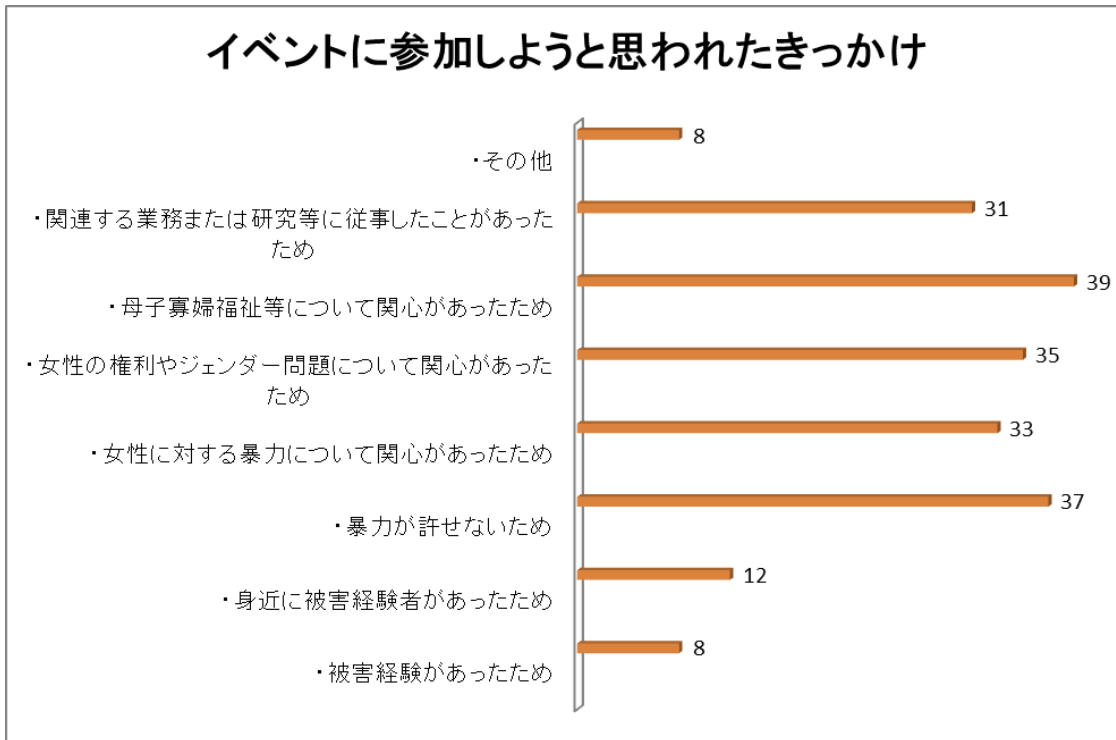
M.K氏には、事務局としては、同じ立場のパネラーの増員のご相談等もしておったのですが、難しい事情等もあって、たったひとりで性犯罪の被害について語っていただくことになりました。しかしながら、そんな重圧にも屈せず、サポーターとして活動されているM.K氏からは、他の被害者の方たちの声も聞かせていただき、多角的な情報を教えていただくことが出来ました。

しかしながら性犯罪については、何よりも閉ざされた密室を、被害が発生した後もなお社会が作り出しているということや、届いてほしいところに手が届いていない口惜しさを感じないわけにはいきません。私自身も身近に、性犯罪等を見たり聞いたりしてきたことがあります。日頃暮らしているあるいは仕事している街で、睡眠薬様の薬物を用いたいかにも「システムが整備されている」ような常習性が感じられる性犯罪の届出に同行しても、その後街に警戒情報1つ聞くことがありません。性犯罪には、常習性というものが1つの鍵となっていると思われませんが、常習性というものは、ひとつの蔓のようなものであり、それを手繰ることによって他の被害を割り出したり、あるいは防いだりも出来る、そういうある種の辿りやすさというものがあってさえなお、1つの被害経験を全くの1つとしか把握せず、有効に処理していないと思います。それどころか、若いころは夜道で追い回されたこともあったので、逃げ切った後に警察に通報しても「あなた一人が追い回されたからと言って、警察はそこまで暇じゃないんですよ」と言って頓着しない警察官までいるという具合です。それでは、どこでどのような加害者を見たかという情報も役に立ちません。あたかもそれは、恐怖の密室を出た次に出会う密室です。ヒヤリ・ハットと同様に、1つの事件には未遂等もあるはずに思うのですが。ただ漠然と警察というものがあるというのではなくて、国民が警察になにを求めるのか、それに対して警察は答えるのか答えないのか、もっと具体的な確認が必要なのかもしれません。警察があるから、なにかあるいはなんでもやってくれるだろう、というのがまやかしいのでしょうか。それと共に、女性のことを我がことのように真剣に肌に思い働いてくれる女性の登用が非常に大切だと思われまます。性犯罪については、支援等の概況を後にまとめさせていただきます。

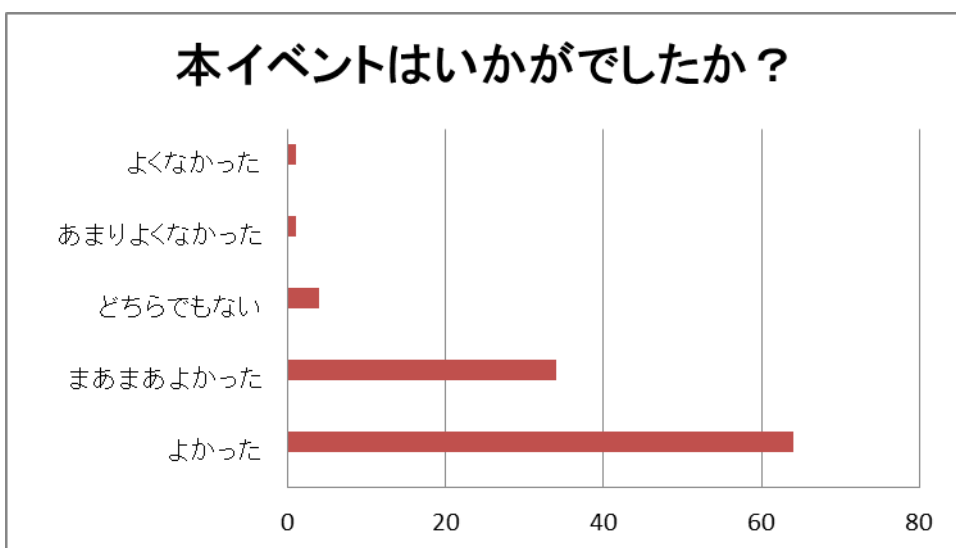
いずれにしても、限られた研修討議の時間の中だけで全てを解決しようということには、相当な無理のあることで、ここで種を蒔き育てたことが、それぞれの皆さんの日常や業務等様々な領域において更に発展し、将来太い幹となり枝となることが、この研修討議本来の役目であるように思います。

(4) アンケート集計結果

Q1-3 イベントに参加しようと思われたきっかけについて教えてください。



Q1-4 本イベントはいかがでしたか？次の中から○をひとつつけてください。



Q1-5 本日、一番心に残ったことは、どんなことですか。ご自由にお書きください。

- 女性の暴力被害は様々な場所で形を変えて発生しているということを、強調して頂きたいと感じました。職場での被害者などの話も加えて頂きたいと思いました。
- 小林氏のお話の中から、理解するということがどういうことだったのか。話を聞きながら自然に涙がでてきました。
- DV、性犯罪被害者の体験を聞き、ここまでひどいことがあるのにびっくりした。
- 大変なご苦勞をされて、聞いているだけでも身体がこわばりました。
- 複数の男により性暴力の犯罪は許す事ができない。
- ご自身の辛い体験を人前で発表された、皆様の勇気に敬意を表します。
- 被害者の発言に深く傷があり、その他にも問題が沢山ある事を改めて認識しました。
- DV体験者の発言は、はっきり言って「ショック」でした。しかしながら、誰もが被害者になりうる、可能性がある事。そうなった時に、勇気を持って発言する事。我慢せずに【逃げる】ことも必要。
- DV体験談。特に性犯罪被害者の話が大変心に残りました。
- 【自分の為に、何かをしてくれる人がいる】と思うような心づかいが多くなる社会になって欲しい。
- 実体験の話は、他人事に思えないくらい相手に対して憎しみが沸いてきました。
- DVの深刻さ。被害者の意識。（「私がいないとダメ。」など）
- 心が痛い。悲しい。
- 被害を受けた方々、一人一人の深刻な状況。パネラーの方の勇気に大変感謝致します。
- とても大変な思いをしたパネラーの皆様が、お顔を出して語ってくれたことに心からお礼申し上げます。
- 性暴力被害者の方の訴えです。その口調から、苦しさが伝わりました。自分に向き合ってくれる人、信頼、【理解】。話から警察の対応も好感を持って、頼れそうと思えます。
- 第一部の参加でしたが、パネラーの皆さんは体験談を発表する事は大変なことだったと思います。心にずしりとしみしました。
- 今でもマインドコントロールされたように相手を良い人と思い続けているような心に怖さを感じる。
- 加害者にとっては、ほんの小さなことでしかないが、被害者にとっては、その被害だけでは済まない大きなものであること。
- DV被害者の方々の生の声を聞き、ショックを受けました。最近は、新聞・TVでとりあげられる事も多く、概念としては知っているつもりでしたが実際には深刻なものです。

- 体験を聞き、とてもびっくりしました。ドラマだけではないのだと。NHKのドラマは、おおげさではないのだと知りました。
- 若い女性の被害ショック！！社会的に守ってやりたい。
- 被害者の体験談を聞き、辛い体験をしながら子供や自分の精神状態を保ちながら、なんとか克服されてきたことに、感銘しました。性的暴力の体験も聞き、感銘しました。
- DV被害の多さに驚いた。
- 加害者は、加害者意識が薄いという信田氏の意見。悲しい現実だと思いました。
- 現実をよくお話してくださったと思います。
- 決断して、一歩でも早く逃げ出すことを考えました。
- DVは最近の事と思っていたが、数十年前も前から受けていた人がいたり、内容が思っていた以上にすごいものだったり、レイプ被害の話だったり、若い女性がこういった場で発言をしてくれた事に勇気を感じました。経験のない私に出来る事は、何か？と問い、言葉がありません。
- この会場で自分の体験を話して頂き勇気に拍手します。
- パネラーの時間配分が心配になってしまった事。信田先生を初めて知った。もっと話を聞きたくなった。
- パネラーの方々が赤裸々に話してくださったことがショックだった。援助者として、何をしていくべきか参考になりました。
- 4人の話を聞いて、やはり行動を起こす事が大事かと。
- 被害者は心のケアが必要だと言う事。
- パネリストの声がよく聞き取れなかった。
- 4名の話聞き事の大きさに驚き、知りました。少しでもこの事が役に立てばと思いました。
- 4人の発表者が、気丈にしていたのが印象的でした。
- 皆さんからDVの話聞き、私は死別でわからないですが、聞いている限りドラマを見ているように思いました。恐ろしい話でびっくりしました。
- DV被害受けて加害者との同居期間が長く、子供への被害に対するケアは見えてこない。
- 更生プログラムに非常に興味がある。
- 辛い事は思い出したくないと思います。皆さんが力を振り絞って発表している姿。
- 成人してからの暴力は共依存が強いと思う。被害にあわれた方に心から同情します。
- 助言者の言いたい事が伝わらない。
- 質問のレベルが高すぎ。上から目線。誰の為の研修討議ですか？法をうまく運用していくのは誰の責任ですか？被害者、支援者から学ぶべき側は会の主催者ではないでしょうか？研修の機会を提供する目的を間違ったくない。参加する被害者、

支援者から法の運用のノウハウを学ぶというスタンスで企画してほしい。

- 被害者に対して一層理解を示す事。男性加害者に対して認識不足、更生の難しさ。（男性社会が根付いている。）
- 電話相談員の大切さ。いろいろな制度として有る事について、一般的に分かりやすいPRが必要。

Q1-6 今後の社会には、どのような支援やシステムが必要だと考えますか？または、どのような取り組みが必要でしょうか？ご自由にお書きください。

- DVや性暴力被害者への理解・法制度の見直しも含め支援体制の充実。
- 今、早急に行うべき事は多々あります。公募でプロジェクトを立ち上げるなどして、具体的かつ広範囲な対応をはじめられるとよいなと思いました。
- この様な問題があることについてメディアなどを通して発信していくこと。
- 相談機関が町のあちこちにあり、まずは無料で受けられること。
- 例えば、保育園などに相談機関場所を作ってもいいかもしれない。
- メンタル面の支援も含めて、被害後に安心安全に暮らせる施策を。そのためには、日本人の人権意識の向上、生活基盤の確立を。
- 家裁の裁判官も実態を真摯に受け入れる。
- 逃避用シェルターの様な施設が必要。被害者への支援、相談所、シェルター等を増やす。
- 「男女共同参画推進」と言うネーミングを変える必要があるのではないか。
- 法律整備を望みます。
- 子どもの頃からの教育の中で、男性と女性の平等性を身に付けていく必要があるのでは？
- 今の保護→生保
→母子自立支援
→婦人保護施設 のみのシステムでは無理があり、もっと細やかな支援が要（女性差別の残りが未だにある。）
- 警察、裁判所などはとても頭が固い→すべてに関し、画一的にただ事件をこなすは良いという姿勢しか見えない。
- DVは、犯罪にもなるという事の意識の徹底。（抑止力）
- 継続的に支援を続けていく為にも、複数で対応する必要があると思います。加害者には、危険な人が多いと言う事から支援する側にも不安があります。
- DVということ被害者自身もまだ分からずにおり、長期間我慢を続けてしまっている。啓発が必要。
- リセットする時間やカウンセリングをはじめとした心理面でのサポートが必要だ

と思います。トラウマを軽くしてあげたい。

- 社会一般的に【DVとはどんなこと】など認識を持ってもらうための啓蒙活動。
- 救済システムの充実等。
- 被害者が温かく相談できる近所などのつきあい。
- 警察の初期対応の教育。
- DVを受けた、助けを求める母子にやさしい公的支援を！！
- 被害を受けて、誰にも理解してもらえないことのない状況を少しでも改善する為には、相談体制の充実や普及を図っていくこと。
- 教育、啓発。
- 1対1で支援する存在が必要。それができる弁護士等の育成、システムを作る。
- 加害者への啓蒙。
- 学校で早いうちから、DV等について教える。DVは、あってはいけないことだと教える。
- DV加害者の共通する性格等から家庭環境生い立ちから形成される事も考えられるので、家庭では補えない分、学校生活の段階から教育の中に取り組んでいくことも大切だと思う。
- 理解できる方、団体を増やす事。シェルター、カウンセリングの充実。
- 男性の意識。
- DVに対する考え方が男性と女性の立場で違いすぎ、難しい。
- 逃げ場所の確保や方法をしってもらう。旦那さんから逃げた場合、母子の生活はどうなるのかなど不安があっても動けないで我慢している人も多いと思う。
- 心のメンテナンスのささえる（本人）ケアをどのようにしていくか社会全体で考えていく。
- 被害者がいつも不利でおかしい。なぜ逃げなくてはいけないのか。
- 加害者支援と言うのは必要なのではないでしょうか？この取り組みについてはあまり理解できません。
- 会社や職場等（状況が良く見えるのだから）相談ができるそんな職場であって欲しい。
- 相談できる窓口を複数に分けるのではなく、とりあえずなんでも受け入れる窓口が必要。
- 暴力根絶に向けた取り組み。被害者の支援をしても加害者の男性が他市に行って同じような暴力をふるっていると聞きました。
- 昔でいえば、駆け込み寺みたいなどころがあると良い。
- 被害者への長期的なケアがなくフォロー短い、参加枠が少ない。
- 経済的援助、生保申請をせざるを得ず。今、生保受給へのハードルも高いと思わせる状況になっている。

- 子供のころからの教育を変えていく。お互いに譲り合いの精神。共働きの現状の中で、愛情不足。お金を与えても愛情は得られない。
- 法律も何も信用できない社会をかえたい。
- 学校等において、DV・パワハラ等について教わる事必要。
- 暴力に対抗できるのは警察です！もっと理解、踏み込める人を育ててほしい。
- 親の視点から、自分の育てた人が相手を尊重できる人になっているかを振り返りながら子育てすることが大切ではないか。
- 小学校～人権教育が継続的に行われ、相手の気持ちに思いをいたす。SSTやアサーションなどのトレーニングが行われる事でしょうか。

Q1-7 加害者に対して、どのようにすることが必要だと思いますか？

① DV加害者の場合

- 人を支配することの気付き、必ず回復プログラムを受けること。
- 暴力は全て犯罪として扱い相応に対応すること。
- 加害者だと言う認識をもたせる。または、そのメカニズムを伝えてあげ、気づかせる（カウンセリング）。（②③に関しても同意見）
- 男性優位社会における強制異性愛が、もたらす犯罪であることを加害者も被害者も考えること。（②③に関しても同意見）
- 加害者プログラムの参加者が知識を得て、ますます巧妙に賢い加害者になっていくと聞いたこともあります。
- マークすべき人物としてGPS等取り付け監視が必要。
- 精神的な治療や犯罪者としての明確な処分をすべき。（②③に関しても同意見）
- 学齢期の人権教育、逮捕後の加害者プログラムの実施。
- 刑事罰までにはいかない中間的な方法があればよいと思います。
- ロールプレイを通して、やられる側の気持ちを教える。GPSをつける。
- 更生プログラム。
- 法律の整備。精神病的検査を！精神科受診の義務付け。
- 逃げる事が全て解決することに繋がらない現状を変えなければならない。
- DV加害者自身が、加害者として気付く事。アプローチは誰がどうするかは、よくまだ整理できていません。
- 人格の修正が必要か見極めて必要があれば実施。
- 絶対に許せない！弱い立場の人ばかりにDVをして腹が立った。
- 自分が被害を受けた場合の事を考えてほしい。
- 義務教育、高等学校教育で育成していく。
- 人格的に多面性がありすぐに見つける事が出来ない時もあると思う。人間性を見抜

く目というのは、すぐには身に付かないでしょうが、決めつけずに見ていく事ではないか。

- 行く先には、自分の立ち場を考えさせるような場を与えるのは？
- 罪を重くする。
- 自制する事が必要。
- 夫婦間レイプを法律に。
- 犯罪刑法として扱ってもらいたい。
- 子供の頃の生活が基準。親の愛情が伝わってないのか。女性の言葉の暴力も増加。
- 親の育て方が一番影響するのでは？
- 結婚前の女性にDVの現状を知らせ相手を見定めるものさしを自分の中に持ってほしい男性側にも、その家庭に隠れているものがあるかどうか。暴力で気持ちを解決していないか。
- DVもそうであるが、暴力行為が結果的に得にはならないということを定義、社会の全ての現実もそうなるようにする。
- 加害者プログラムを実施する。それによって、即成果というばかりでなく、詳細な情報及びデータが得られるようになる点にも注目。

②セクハラ・パワハラ加害者の場合

- 言葉の傷つきを気付かせる。
- ジェンダーの考え方のプログラム受講の道。
- 企業など職場内の解決は困難、という認識の元「犯罪」としての取扱いをすすめる事が必要だと思います。
- カウンセリングなど更生。研修。
- 犯罪者になるという情報周知。
- ロールプレイを通し、やっていた事がどれだけ気持ちの悪い事だったのかを教える。
- 外国の対応を参考に対処する。
- 女性が誰かに相談しなければ、「冗談だよ」と言われて流されることが多いと思う。最近の迷惑防止条例の様に厳しくすべき。
- 職場でも起きている場合があるが、許せる・許せないは個人によって違うので個人の強い意志表示が必要。
- プライドをもち相手に注意する勇気も大切。
- 社会的地位のある人が、つまらないことで犯罪者になる事が分らない。
- 人格の修正が必要か見極めて必要があれば実施。
- 自分が被害を受けた場合の事を考えてほしい。
- 義務教育、高等学校教育で育成していく。
- 罪を重くする。

- 企業や団体等の組織では、少人数の中ではたとえその中に役員が含まれていても、実際問題取り逃がしたままのことが多いので、取り締まるまたは解決に至るには、一般的には少なくとも 30 名程度以上の目に触れることが必要。あるいは、代表者等の毅然とした対応が必要。

③性犯罪加害者の場合

- 加害者認定に対しては、実刑を含む処罰。法的しぼり。
- 厳しい処罰が必要と思う。日本は罪が軽すぎる。
- まず GPS をつけて、近所の人に知らせる。隔離できるならする。
- 警察、GPO、地域に知らせてもらいたい。
- 絶対に許せない。
- 絶対にあってはならない事。自分の都合しか考えない、自己中心的。
- 生きてきた課程に問題が？
- 被害にあった女性の気持ちを理解し、「隙があったのでは？」とか言わないでほしい。
- 罪の意識を話していく。
- 突然来る内容の者に対しては避けられない事も。どうしたらいいのか少し考えたい。
- 犯罪者の所在を情報として出す。
- 人格の修正が必要か見極めて必要があれば実施。
- 自分が被害を受けた場合の事を考えてほしい。
- 罪を重くする。

Q1-8 被害者に対して、どのようにすることが必要だと思いますか？

① DV被害者の場合

- 切れ目のない支援
- 被害者だという認識をする。そのメカニズムを、科学的に伝えること。長期の支援やその都度状況に応じたものを。
- 勇気を出して！
- 異性と簡単な結びつきに問題もあるように思われる。
- 心を新たにして聴く。
- 話を聞いてあげる事。被害者の思いをすべて吐き出させてあげる事。
- 相談先の周知、相談機関でいかに理解できるか。
- 暴力を振るう男性は悪いが、言葉を選ばなくてはならない。相手を傷つける言葉は、結婚するまで他人だったのだから生活環境が違う同士が我慢しなければ継続できない。

- ロールプレイ、カウンセリングの実施。トラウマは消えないが、軽くすることで安定した生活ができるのでは？
- 研修（早く相談すべきこと など）
- DV等から守るための安全なシェルター、ステップハウス等、カウンセリング。
- 逃げるという強い意志と行動を！
- 逃げる事が全て解決することに繋がらない。現状を変えなければならない。
- 見守る社会作り。
- 理解を示し、接する事。胸を張って生きていってほしい。
- 被害を受けたと思ったら、相談できる人を見つける事。
- 1対1で親身になれるケア。
- 被害者の精神的な面でのアフターケアをさらに厚くする。
- 警察の対応も警察官によって違うのは許せないと思った。警察官に、全力で守って欲しい。
- 一人ではないと言う事。負けないで、穏やかな生活に戻られる事を祈ります。
- 信じられない話ばかりですぐに考えられない。でも、被害はTVやドラマだけではないのですね。

② セクハラ・パワハラ被害者の場合

- 会社の意向を待つのではなく、まずすぐに労働災害で救済してください。
- 職場まかせにしない。→現状適切な対応が困難。
- 労働基準監督署まかせにしない。対応出来ていないので。
- 研修。（企業、団体あらゆる組織）
- 身近でたくさん起きていることと思いますが、周りにもアピールできるようにしたらよいのでは。
- だれにも可能性があると考えて（自分の身にも）、被害者に心理的な温かみを！
- 心理的面でのケア、フォロー、カウンセリング。
- イライラしたから、弱い立場の人を上から目線でやりこめるのは人としておかしい。人格問題ですませることできない。
- 被害者だという認識をする。そのメカニズムを、科学的に伝えること。長期の支援やその都度状況に応じたものを。
- 話を聞いてあげる事。被害者の思いをすべて吐き出させてあげる事。
- ロールプレイ、カウンセリングの実施。トラウマは消えないが、軽くすることで安定した生活ができるのでは？
- 守るための安全なシェルター、ステップハウス等、カウンセリング。
- 1対1で親身になれるケア。
- やはり、弱者は団結する必要があるので、掲示板サークルなどで集まる。

③性犯罪被害者の場合

- 心のケア、カウンセリングの充実。(定期的に行う)
- 日頃からの研修の機会。
- (努力して) 忘れて再出発を!
- 警察に届出を出すことが難しい場合が多いけれど、届出を出すことにより、もっと社会に性犯罪被害者の立場を認められるように。
- 理解するという難しさを知った。「大変でしたね。」としかいえない自分が情けないです。
- 専門ではないのでわからない。
- 人が育つ中で、優しくおとなしくというばかりでなく、たくましく立ち向かう事が大切。命にかかると困る。
- 被害者だという認識をする。そのメカニズムを、科学的に伝えること。長期の支援やその都度状況に応じたものを。
- 話を聞いてあげる事。被害者の思いをすべて吐き出させてあげる事。
- カウンセリングの実施。トラウマは消えないが、軽くすることで安定した生活ができるのでは?
- 守るための安全なシェルター、ステップハウス等、カウンセリング。
- 1対1で親身になれるケア。
- 事件によって差別しないこと、社会の1人1人が被害者を温かく受け入れてくれることを、伝える。

Q1-9 様々な問題が生じている現状を環境という観点から改善するとしたら、どうすればよいでしょうか?

- 地域の見直し、孤立しない社会環境づくり。
- 社会が男性中心で動いている。閉鎖的な状態の改善が必要だと思います。
- IMFの言う、企業内女性管理職30%さえできないと明言している日本企業の多さに将来を危惧します。
- 政治家(政治)、法律、警察のシステム、弁護士、検察、国や法を作り守る機関の改革又は教育機関。
- 依頼された弁護士さんなどはもっともっと相談しやすく、助けられる機関(立ち場)でいてほしい。
- 人権、労働、ジェンダーに着いて小学生のころからの教育が必要。
- 社会の理解、女性目線で考える。
- 環境を変えるとすれば、男女共同参加推進センターという組織を根本から変えることができるかどうか。

- 相談できる窓口（話ができる窓口）があるかどうか。
- 女性の人権の尊重。
- 弱い者をいじめるという事は社会的な問題だと思う。DV にしうていえば、男尊女卑の意識があると思う。
- 家庭内暴力と性暴力は表面に出にくいので、公にし易い環境作りが大切だと思います。
- 「変だと思ったら声に出していいんだよ。」というような環境を作る。窓口はどこにあるかアピールする。
- 多少おせっかいと思える近所の人目が必要と感ずます。
- 性犯罪などに対して、社会理解の深まり。
- 加害者から逃げ込むシェルターを作り、カウンセラーを置く。
- 社会の無関心の改善。他人事ではないという意識。
- 地域住民同士のつながりの強化。
- 救済システムの充実。
- 身近にある TV、メディアの内容を見直す。
- 変えなければならない。問題の表面化など必要。
- 警察関係の人がもっと真剣に向きあい手助けしてあげてほしい。
- 心の弱い人の心の病気なので、もっと加害者のそうだんにのりつつ精神のあり方を問いたい。精神病という意識を持つように、社会全体で理解とメンテナンスをしてほしい。
- 本当は、心の弱いと言うのは、優しすぎて心にためて言えない事が多いので、発散できるようにすればどうか。
- 運が悪いで終わらせないように。
- セットした施設の取り組み（母子の生活の場所—医療機関—警察の保護—法テラスの無料相談）
- 企業等の組織を見ていて、年配者・男性役員等が、いかに肩書や長年築いてきた人脈等をたくみに使って、組織にしがみつき、いかに働かずに人（若者や弱者や好みではない部下等）を食い蹴落とすか見てきた。社会の病に目を覚ますべき。
- 家庭教育というけれど、生を受けた子どもたちの個性には大きな差があります。必ずどこかに、家庭の一員として適応困難な子どもも生まれます。現代の核家族社会において、家庭を過度に神聖化せず、社会として家庭にのみ責任転嫁せず、家庭の負担超過にならないよう、考える・配慮することも必要と思います。犯罪者が、生来性悪だったのが原因で親が無理な矯正をする羽目になり虐待のようになったのか、それとも親が虐待するので生来良い子だったのに犯罪者になったのか、慎重に考える必要があると思います。
- 道徳の授業必要。今の学校教育は、いじめがあっても外部にもらさないような世界

です。いわゆる暴力を【秘める】社会です。これで育てば、家でも社会でも【暴力は認めて当たり前】ではないですか。

Q1-10 社会全体が確かな人権意識を持つには、どのようにしたら良いでしょうか？

- 人権意識を持つには、女性の人権が認められた平等な生活、政治、経済にすること。
- 世界を見習うこと。
- 幼児期からの教育に取り入れいく。小中学校から教育する。
- 母親学級、父親学級、会社の教育に取り入れていく。
- 実態を知らない人がほとんどだと思います。
- 社会的な認識を共有するようにすべき。
- このような研修は、関心を持つ人達だけが集まりがちだと思います。マスメディアに向けても、もっと発信した方が良いと思う。
- 暴力をふるう男性の家庭に問題があるので、学校での道徳教育が大切だと思います。
- 小さい頃からの成長過程において、一人一人違って当たり前という意識を育てるべきだと思います。
- 当事者の方々の発表に感謝いたします。このような加害者の事例を多くの人を知るべきです。個人情報を守りつつ、社会の理解が広まるように多くの事例をネットなどで公開してみてもいいと思います。
- メディア、テレビ等で放映する。外国の良い対応と一緒に傾向と対策も。
- DV等も犯罪であるということを、もっと社会にアピールしていく必要がある。
- 男性にもこういった問題を理解してほしい。まだ男性の興味が低いと感じる。
- このようなシンポジウムを多く開催していくこと。
- 弱い人にあたるということで、女性も子供に虐待とかモラルハラスメントが多いのでは。
- 健康な人でも、人権は大変。
- 今の世の中が良くないので、まだまだ多くなるのではと思う。恐ろしい事だと思う。
- PTSDなど、ずっと先まで被害者は立ち直れない。
- 自分の姿勢大切、プライドを持ち生きる。楽な生活を求める又は結婚を逃げ場にしなない事。幸せ=お金ではない。
- 交際期間に冷静な判断が1~2割でもあったら、残念な結果にならないのでは？甘い？
- 子供達へも助けの手をのばしたい。
- 子供のころにしっかり母子関係を築いて自分を大事にする、される体験をたくさんもってほしい。
- 参加されている多くの女性は母親だと思うが、その方の育てた男の子がDV加害者

にならないと自信を持って言える子にしていきたい。この事が大切だと思う。

- 社会全体に伝えていくことが必要。例えば、妊娠する時に読む雑誌に特集をくむとか。
- 人の事を言えませんが、人間教育をきちんとしてないと一人親を生み、生活の貧しさを生み、人は弱いのでまた弱い者を傷つける。この負のスパイラルを解消するのは今だと思います。
- 女性は、結婚・出産・子育てで一人前といった、誤った価値観をなくしてほしい。子育てをしながら働く女性に風当たりが強い気がします。
- マスコミを活用しての意識啓発。

Q1-11 女性に対する暴力について、ご意見ご感想等お書きください。

- 性差別はあってはならない。
- 少子化問題解決のためにも、恋愛・結婚・出産などの希望がもてなくなる。
- 女性への暴力を阻止する取組が必要です。
- 家庭という場だけでなく、一日の大半を過ごす職場においても女性への暴力は存在し、外に出にくい深刻な問題です。
- 夫婦間DVだけでなく、職場DVにも積極的に切り込んでいただきたいと感じました。
- まず初めにとびこんでいく場所として相談所の人手不足、力量。特に警察の問題意識の改革。被害者支援、まだまだ必要。
- 女性に対する暴力についての定義づけ、法的基準設定をし、明確化していく。
- 女性の社会進出においてはだいぶ理解されてきているが、まだまだ出産・子育てにおいてハンデがありすぎる。そのため経済能力の低下、男性上位の社会になってしまう。出産・子育てを全面サポートし無料化にしてもらいたい。
- 暴力は許すわけにはいきませんが、最近では女性の言葉の暴力も多く聞かれるようになってきている。
- アメリカのように、司法の場における加害者教育プログラムの実施が必要である。その後、出所等する。
- 他人事ではない、被害時にすぐに逃げられる場所を作っておく必要がある。
- 非力な女性に対しての暴力は絶対に許しません。本日、発言してくださった方の、志と勇気に敬服します。
- 女は力で抑え込めば良い、女は性欲の為にあるなどという考えを持っている男性達や社会の姿勢が大嫌いです。吐き気がする。
- 被害者支援をしっかりとる。
- 小さい頃からの教育。

- 社会問題になっている【いじめ】と同じような問題だと思う。人間形成の大きな柱、家庭環境から生まれている気がします。何十年も問題になっているのになくならない社会なのはどうか。専門の方々に話をしているのに何も解決していかない所にこの問題の難しさがあると思います。
- 社会全体としてどう取り組むか、もう一度考え直してみたい。
- 暴力に対するダメージが、どれだけ大きいものかを知ることが必要かと思います。暴力がなくなることを切に願います。
- 私も親として2人の子どもを育てています。この子ども達が、片親の私と一生懸命に毎日生きていますが…この子ども達が大人になり、夫になり、親になっていく中で暴力などが出たら困ります。いや、出て欲しくない。研究が続けられ、こうした生活の中にいると、暴力する男性になってしまう、そういった研究発表を望みます。
- 暴力は絶対に許せない。特に、性暴力は許しがたいことと思う。する方は、簡単に思うみたいだが、受けた方は心に重い傷を負う。なんともやるせない気になりました。
- 女性に限らず、暴力は許されません！
- 我慢をしないで、相談しながら戦う。
- 男性より弱者であり、無抵抗な女性に対しての暴力は決して許されない事です。
- 現代の女性は、昔と違って生き生きとしていて前を見つめている人が多い。男性になった事がないのでわかりませんが、依存することで生きてきたので最後の判断の決断力が弱いと思います。
- 他人への思いやりも必要ではないか。
- 涙ながらに訴えている人を見て許せないと思った。
- 体験のお話を聞き今までは私自身、自分の生活している場面とは遠い所だと感じていましたが、今日から少しでも身近に考えて何かできる事があればと思いました。
- 暴力はいいことではないということが一番大切な事。いろいろなもの、全てでなく細かく分けた方がいいと思う。DVは、もっと細かく世の中にも周知してほしい。
- 男性が女性に暴力するという事は、【男性に抵抗が出来ない女性】へする男性だと思います。(弱い者いじめですかね)
- 加害者は、どんなプログラムをしたら直せるのか？直すことはできないのか？
- DV被害者を色眼鏡で見ているかもしれない。それはとても怖いと思いました。
- 少子化の影響で、過保護に育てられた世代が親になり、我慢する事ができず女性にも問題が多くあり言葉では負けてしまうので、男性は暴力がでるのか？言葉の暴力も精神的にどれだけ傷つけるかも考え話す必要がある。
- 女性が結婚するまで家事などをやってこなかったのが、結婚することにより家事・育児できず男性に頼る事が多い。理解のある男性でないと生活を維持できない現状が多く、自分が悪くても謝れない女性が増えてきている。その回数が蓄積され、暴

力になる事が多くなり、両方が自己主張ばかりしているのが現状。

- 今の世にも、暴力を我慢しないで逃げ出せないのか。結婚できない息子をもつ身にとっては、新しい生き方に踏み出せないのか。
- 優しい気持ちを持つ。ゆとりの心を持ってほしい。
- DVにより母子になる例が多い。子供のケアを重点的に。
- 女性に対する暴力（DV、売春防止等）のいろいろなケースがあり、今回の研修では共通理解・課題点がみえ勉強になりました。
- ゲームやコミックで女性を軽視し過ぎている描き方なのでは？
- 子どもの頃から、男児は戦いごっこなどを好んでする。戦争に行くときは頼もしいのかしれないが、結婚にいくときはどうかと思う。DVがあるとき突然始まるケースもあると聞くので、男性を選ぶ目だけで救われるのか疑問に思う。

Q1-12 今後どのようなイベントに参加したいですか？

- 加害者が更生したと言う生の声も聞いてみたい。
- 目的と問題が明確な将来にむけての改善への意欲が感じられるもの。
- 女性、子どもに関する問題の講義。
- 予定があれば参加すると思います。
- 今日のような講演を是非男性に聴いてほしい。
- 女性の生きる権利を保つ（子育て等）。
- 【イベント】というより、このような今の社会問題についての集まりを定期的にいろいろな場所で開催してほしい。
- 顔を隠してでもいいので加害者側の（なかなか本人にその自覚はないと思われすが）パネラーを呼んでいただいて話を聞いてみたい。
- 今回のシンポジウムの時間帯、昼2時間に疑問。せめて、10～12時／13時半～16時半ではどうでしょうか？教育会館の1階入り口に、このシンポジウムのお知らせもでているので、この会場で良かったのかと思いました。広報にも一考をお願い致します。
- もっと男性に対する加害者だけでなく意識を変えてほしい。
- 心のケア、DV支援者へケア。
- 発達障害のイベント。（大人の発達障害について）夫がアスペルガーのようで、離婚の話合いがスムーズにいかないの。
- 男性、女性双方の回復プログラムなど。
- DVをめぐる法律の解説講座。
- 行政支援の限界や可能な方向等。
- 婦人全般の研修、法改正について（売買防止等）勉強していきたいです。

- 今回は、被害者側の事例検討で終わりですが、こうした事例に対し相談員（あるいは身内）としてどのようにカウンセリングしていったらよいか、相談スキルアップできるセミナー希望。

Q2-2 <個別課題> 『女性に対する暴力全般に対してその他お気づきの点があれば、アンケート綴込用紙にご記入ください。』について、回答をこちらへご記入ください。

- DV発生する状態について、二人の関係性（人的要因）と社会的環境（要因）から考える事で、DV抑止する道筋を探っていく手法は様々な示唆に富んでおり、有意義に感じたが、暴力は加害者の選択で起きるという大前提がやや薄まってしまったという印象を受けた。根本的な抑止を考えるなら、加害者のパーソナリティとそれを生み出す社会的、個人的背景にも焦点を当てる必要があるのではないだろうか。
- DV加害者を生み育てる親（特に母親）に気付いてもらいたい。DV抑止ではなく、DVが発生する前の予防策が必要だと思う。
- ジェンダーについても、暴力についても、小さい頃からの学校・家庭教育が必要であることを痛感しました。
- ①強い者が弱い者に対する暴力、②密室で暴力は行われる、③孤立させていく という点において、DVも虐待もいじめも（パワハラ）も同じである＝犯罪。
- 逃げてきた場合、背景状況を問う前に、まず安全確保。分かり易い情報を駅やスーパーなどに掲示、また（数多く）キャンペーンをうつ、テレビ・マスコミ活用。
- 「女性に対する暴力の根絶」は多面的要因がありますが、人が人を大切にすると人権意識が必要だと痛感しています。被害者の方への二次被害（加害）、児童虐待など様々に波及する問題を一緒に考えたいと思っています。
- ①シェルターの数が足りない（公的、民間も含めて）、②ゆっくり休める期間が2週間では足りない。民間や自治体によってケースで対応が違うようではあるが・・・安全安心が保証される場の提供援助、相談。③二次被害を防ぐ為のノウハウを学ぶ。支援する事も重要。④DVではなくて、性犯罪被害者も受け入れるシェルターがあってもよいのではないか。
- 子ども時代の教育（道徳、性教育）が、とても大切だと思った。
- 暴力全般と言うと「女性に対する」と限定する事には抵抗があります。だれがだれに対しても、暴力はいけないという考えに基づかなければ根本的な尊重にはならないのでしょうか？
- 母子寮シェルターなどあっても安心感は少ない。親子が安心して居れる場所はどんな所なのか反対に考えてしまう。今、家が余りつつあると言う事で借り上げ住宅など（アパートでも）秘密で用意して頂けないか。後は、本人の自由（管理）にさせ、保護費は渡して自立させる準備期間（気持ち的にも）にして頂く。親子、兄弟が年

齢によって離れ離れにならずに済む。

- まだまだ組織的に取り組む事が山積していると思います。体験者の話は心を打つものがあるので、関係者で共有していく必要があると思った。
- 男性社会から抜け出す為、日常の中で意識を持って生活し、誤りを指摘して見ようと思います。知らず知らずのうちにそんな世の中に慣れてしまっている自分がいるのではないか。それは、世の女性も含め全ての人に共通してしまい、性差別が常態化してしまっているのではないか。
- シェルターについて、あまり分からなかったが、グループミーティングによりいろいろ教えて頂き楽しかったですし、多くの事を知った。
- DVがなくなる、DVをする人がいなくなるにはどうしたら良いのか。いじめと一緒に、難しい問題だが「男らしさ」「女らしさ」教育（勘違いしないような教育）。過干渉（親子間）。お互い自分以外の個人を尊重。子どものうちからの教育、大人になってからの認知など必要と思われました。加害者同士の自助グループのようなもので更生できるのかどうか。
- 昔から日本の「男社会」の関係もあるのでは……。現代の男性の意識には善良的教育強化が必要です（人間性）。メディア利用みたいな教育を！！（いつでもだれでも見聞できる様！！）
- 当事者からの助けてほしい支援者を直接支援者によびかける形は良いと思います。
- DVは、結婚している男女あるいは内縁に対応する言葉と思いますが、例えば、結婚（内縁）に至っていない男女間の暴力【暴行や傷害に当てはまっても警察に介入してもらえないケース多々あり（あてはまらないものは、もちろん）】等々に関する法的支援が欠けているように思います。支援対応において必要と思います。セクハラ、痴漢、全て一つの共通点があります。DVに限定せず、定義から外れても女性に対する暴力【暴力を暴力と感じていない男性ばかりです。DVというと軽い感じがします。】として捉えてほしいです。
- グループ討議、いろいろな場所、いろいろな担当者が集い話し合いでき、とてもいい研修になったと思います。しかし、時間が短く残念です。もっともっと交流したかったです。
- 接近禁止条例、又2週間で出てしまうのは意味がない。

Q2-3 本日参加されて、どのような事柄に特に関心を持たれましたか。

- どの分野でも「教育」が不可欠であるということ。であれば、当事者（被害・加害）、支援・対応機関、地域、そして予防の観点から若者に向けてそれぞれ具体的にどのような「教育（啓発）」が効果的で実行性が高いのか。
- 全般的にあまりほりさげができていない感じがしました。参加者の立場（支援者、

当事者、研究者、他) や求めるものがバラバラなので、グループ討議もまとめる事が目的になってしまっていた様で、もったいない気がしました。

- DV、性犯罪、認知
- 被害者のだけでなく、加害者本人が自分で反省できるような方法を考える必要。加害者としての認識を持たせる教育。
- 参加者の中には、被害者もいます。写真、映像ご配慮ください。
- 財団が企画した事は大変評価しますが、レベルが高すぎます。もう少しソフトな部分を充実させるために、支援側のNPOなど常時被害者と接している組織とコラボして欲しいです。
- グループミーティングでは、他県の方々の現場相談が身近で聞けて話し合いができ、とても参考になりました。DV、ストーカーについてとても興味をもち研修ができました。
- 午前の当事者の話と午後のグループ討議は、良く工夫されていたと思います。「チームの課題」として、出されていたので話しやすかった。
- ひとり親の(DVを含めて)ワンストップセンターの必要性を感じました。(日常的な相談、学校の事、子どもの事、自分自身の事など)
- 加害者や治療プログラムに対するそれぞれの立場での考え方。
- 被害者の方々の貴重な経験が聞いたのが、最大の収穫でした。今後の支援に活かしたいと思います。ありがとうございました。
- DV被害者の立場になって、どの様な支援が必要であるかと言う事を皆さんの意見を伺いながら考える事が出来ました。
- 当事者の方の体験と提案が一番学びとなりました。自分であつたら何が必要か? という視点を忘れないように今後に活かしていきたいと思います。
- 加害者更生の道は教育現場での啓発、学習の必要性。
- 当事者の事例をオープンにしながら、その周りには準当事者がたくさんいると言う事。
- 被害者の方の体験を生々の声で聞いた事、(相談を受けている立場で、聞く事とは異なり相談者の相談している時の気持ちがより理解できたように思います。)
- シェルターからアパートに移る間の一時保護と生活保護、安全確保を保証する必要性がある。2週間後から始まる自立へのハードソフト面の充実に取り組むべき目的を目指す事を支える人が必要。知らない土地で生活を始めるにあたり【孤立】しないように支援する事の重要性を再確認した。
- 生活支援策、抑止策、法的支援策すべてが一つでつながっていると言う事。
- 男性に対する教育や暴力や怒りに対するチェックリストなども有効かもしれないと感じました。
- DVから逃れて生きていく大変さ。自分の味方になってくれる、友人知人の大切さ

を痛感しました。

- 広くDVについてどのように取り組みがされて、これから何が必要か考えられるような機会になった。
- DV、性的のどちらも心のケアが大事。
- シェルター入所、警察への相談など、対応は全て同じように受けられる事が望ましいというかそうあるべきなのに、格差があるという事実。【シェルターに入れない】、【いつでも入れますよ】と言われた。【警察はよく話を聞いて対応してくれる】【話も聞いてくれない】。
- 個人それぞれの思いに、理解を持てる人間として成長していかなければ、他人事には声を出せない。いつも自己確立に心がけたいと思います。
- DV当事者の生の声として、それに携わる警察や連携されている関係者が募っている場所が、これからもっと増えて。
- 小野寺氏の意見の中で、男性なので意識として女性の恐怖心を理解できないとありましたが、男性と言う存在自体、暴力の恐怖の対象とみなされると思われると被害者の心理わかつてと思います。
- 午前のパネラーの皆さんからも出された事です。警察関係の方が参加し、現状を話して頂き良かったです。
- 女性の被害者が一向に減らない事。男性の性格は、治るものではないと思った。

Q2-4 第2部に参加された感想をお書きください。

- グループミーティングは充実していたが、警察庁の小野寺さんのお話をもう少し聞く時間が欲しかったし、質疑応答があればよかった。
- 写真・ビデオ撮影について事前のことわりが無かったことへの参加者からの意見があったが、こうした場においては必要不可欠な配慮だと思った。
- グループ討議したものが次に活かせることがない（活かせるようにしないと）第2部の意味がなかったように思えてしまいました。第2部の参加者は、すでに高い問題意識を持たれた方がほとんどだったからです。
- 支援の難しさ。
- 相談される方の教育内容、内面的な理解、相談を受ける方が安心できるように。
- はじめは難しいと感じましたが、グループの方がいろんな考えを出してくれたのでDVというものの構造が少しわかった気がしました。ありがとうございました。
- 法的関連は、知識が乏しかったので参加した。
- 男性がもっといると良かった。昼食2時間は長い。せいぜい1~1時間半で良いと思う。
- 【グループ別に課題を話し合ってください】と言う事でしたが、いきなり課題を提供され、たまたま初めて顔を合わせて課題を話し合うのは難しい事と感じた。主催

側が一人なり入り、丁寧に進めていくことが必要ではないかと思いました。

- 他県、他市において相談業務に係っている方と話し合えてよかった。
- DV、性犯罪被害者に対する支援の難しさを新たに痛感しました。法の整備も必要だが、各機関の連携の大切さ、被害者に沿ったカウンセリング及び適切な支援の構築をしなければと思いました。
- 3つの視点からDV被害者について考えられ、有意義でした。
- グループワークの時間が少ないのが残念でした。インフォメーション不足ではないでしょうか。
- パネラーの各氏に感謝です。持ち帰り、自分の仕事に役立つよう努力します。
- 一部とも、内容が重く濃く盛りだくさんの内容でした。
- 母子（ひとり親家庭）の方の相談に対応時、ひとり親家庭とDVが原因でひとり親となった方への支援で違いがあると認識する必要があるのだろうか？心に寄り添い話を聞く原点こそ大切なスタート点と気付いた。
- グループミーティングでは、皆さんと意見交換ができてとてもよかった。PR、広報の大切さを感じた。
- 草柳さんの活動を疑問に感じている人もいるはずですが、説明のない資料は必要ないのではないかと思います。
- 他県の方々と同席し、初めての話し合いでしたが女性が何か事件を抱えて生きていく大変さの認識は全く同じでした。皆、そのことに心を砕き考え、地域に戻って活躍される頼もしさも大いに感じました。行政のお手伝いをしているわけですから、良い制度にしてほしいです。
- グループミーティング討議でグループよっての意見を聞いた。
- 法的支援策は難しいテーマを選んでしまったと思いますが、先生の話、警察の方を聞いて良かったです。保護命令について勉強になりました。
- 申し込んでなく、キャンセル待ちでお席を頂きまして感謝しています。理解を深くした内容がたくさんでした。地元に戻って、DVについて会員に伝えたく思います。
- いろんな人にオープンで聞ける場所を、住人や地域が知識をもつべきです。
- 法が改正されて、被害者が少しでも救済されるようにと思いました。

「たくさんのご記入ありがとうございました」

2. DVに気付くために

「DVであると気付かなければ救われない、だから被害者に気付いてほしい」

◇DVとは

- ☞ DV（ドメスティックバイオレンス）とは、親密な関係の中での暴力のことです。
- ☞ ハラスメントとは、「嫌がらせ」や「いじめ」のことです。

他者の「人格」を傷つける行為として、現在、セクシャルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、モラルハラスメント（モラハラ）、アカデミックハラスメント（アカハラ）等、複数の呼称があります。

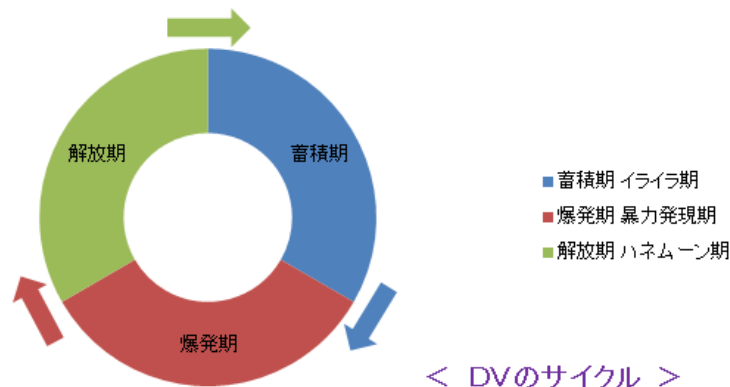
***DVの本質>>>パワーとコントロール（力と支配）

恐怖や不快感、あるいはその他の力によって押しつけて、相手の秩序を壊し、支配を達成するもの。

身体的暴力・・・殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつけるなど
心理的暴力・・・大声で怒鳴る、罵る、賤む、小さいことに激昂する、脅す、無視する、一方的に非難する、監視する、狂言自殺をする、ペットや物を傷付けて見せる、ストレスとなる行為をあえてするなど
性的暴力・・・性行為を強要する、避妊に協力しないなど
経済的暴力・・・生活費を渡さない、働きに行かせない、無計画な借金をするなど
社会的暴力・・・行動の制限、外出をさせない、友人知人等に会わせないなど

◇DVのサイクル

一般にDVには、一定のサイクルがあると言われていています。蓄積期、爆発期、解放期という3つのステージに分けられています。蓄積期から始まり、爆発期に至り、その後解放期へという流れは永続的に繰り返します。



蓄積期は、次の爆発期に向かって内面にストレスを溜めている期間です（但し、常に些細なことで暴力が起こる危険があります。）加害者が自分の身の回りの状況や、相手をコントロールしたい、支配下に置いておきたい、という願望が満たされない事に対して、ストレスを溜めている時期になります。些細な事で怒るようになったり、ピリピリと神経質になります。

爆発期は、暴力の衝動を抑制できなくなって突然に暴力を振るい始めます。ストレスを発散している期間であり、様々な暴力を駆使して相手が自分の思い通りに行動するように強要している期間です。そして、これからも自分の思い通りにコントロールしやすいようにと恐怖心や無力感を植えつける期間でもあります。

解放期は、暴力によってストレスが発散された状態で比較的安定した精神状態のため、安定期とも呼ばれます。また、ストレスが発散された事により極度に優しくなり、尽くしたり、プレゼントを買ってきたり、または土下座をして泣いて謝ったり、口先の約束をすることもしばしばあるようです。暴力を行ったことによって相手が自分から去っていくのを本能的に回避する行動と結びつきやすく、捨てられたら（女性に自立されたら）どうしようと不安や恐怖のために誠実になる。しかし、これはあくまでも一過性の優しさ・誠実さということになります。このサイクルが再び繰り返されていくうちに、次第に各期間の周期が短くなり、暴力は激しさを増すことがあり、非常に危険になる場合が散見されます。

◇DVを乗り越える

暴力は、加害者のせいではなく、被害者（あるいはそれ以外の他者）のせいであるという構図になっていることが多いです。被害者は、「この人には、私が必要なんだ」・「私が治してあげるしかないんだ」・「私の責任なのかも・・・」という思いを持ちやすい。「彼は辛いトラウマがある、こんな行動をするのはそのせい」など。思いを受け止めよう、これが愛の体現だ、逃げたら生活が成り立たなくなるのでは、逃げたら相手が怒り狂ってなにをするか分からない、逃げても必ず捕まる、捕まったらもっとひどい目に遭う、親しい人たちにも被害が及ぶかもしれない、私が我慢すれば済む・・・等々の概念に捕らわれるなど、精神的にも身動きが出来なくなっていることが多いようです。

社会生活において失敗等の悲しみが生じたとき、自責と他責の悪循環に陥る加害者からの暴力には、基本方針として「暴力の拒否」が重要だ（斎藤環氏：精神科医『こころのドア船橋』スーパーバイザー）と言う専門家があります。暴力を拒否することが解決の有効な方策だったとして、その補足的手段として、他人を介在させることや、逃げる事等の方法があると言われていています。被害者の心の囚われが剥がれ落ちれば、その後で前に向かって歩いて行くことが可能になるのかもしれませんが、専門家と連携した冷

静な対応が求められるときに、前（＝解決）に向かって自分の足で進もうという確かな気持ちと、目的（＝解決）と手段を冷静に手繰れるかどうかが重要なのでしょう。

ここで注意すべきなのは、囚われの被害者は前向きな気持ちと後ろ向きな気持ちで引き裂かれる状態のことがあるため、援助者が前向きに手引きすることに、被害者が狂乱するなど、援助者の側でもためらいや困難が生じざるを得ない状況があること。被害者の話を聞いてする同情や理解というものが、全くなければ支援できないかもしれないが、それらが結果的に一時的対症療法となり、被害者が一時的回復を果たしてもとの場所に帰ることを繰り返すことで、問題の長期化を促す側面もあること。友人知人等の個人では、場合によっては被害者の心情その他をより良くケアすることが出来るかもしれないが、避難のための衣食住といった環境整備までは、現実的になかなか十分にサポートし切れず、その部分の不備により先へ進まなくて、結果的に一時的対症療法に留まりがちな懸念もあるということ。更にはそれを取り巻く無理解な周囲が、この時点で親族としての扶養の義務の新たな発生を憂慮したり、また社会規範として婚姻の継続という価値を専ら大事に言ったりするなどして、被害者に対し有形無形に現状維持を強要することがある、等かもしれません。社会規範を反芻することは有利かつ簡明なのかもしれないが、社会規範の中でたまたま利を得た者とたまたま利を得なかった者の、前者によって後者を人権蹂躪さえも度外視して屈服させるために、利用される恐れがあります。囚われの被害者に対峙する援助者の役割として、信田さよ子氏はその著書『愛しすぎる家族が壊れるとき』において、当事者性をいかに構築するかが援助者の最大の課題になると指摘しています。当事者性の構築とは、「あなたは被害者である」「それはDVです、暴力なのです」と、第三者からの再定義をすることで、それにより被害者は自分の立場が明確になり、再起への道を歩き出すことが可能になるのでしょう。また信田氏の同著書にあることは、加害者に対する支援を考えたとき、「被害者性を十分に承認されることなく、人は加害者としての自覚を持ってない」と考えられるようで、他者からの共感・承認を得るというプロセスを経ずしては、加害者は己の加害者性を認めることが困難であることを指摘しています。

3. モラルハラスメントについて

身体的暴力が顕著ではない、DVのより気づき辛いケースとして指摘のあったモラルハラスメントの加害者の特徴として、次のような説があります。

◇加害者の人格 ～根底に常に垣間見える悪意と自己生産型不機嫌～

モラルハラスメントの加害者には、自己愛性人格障害が多いと指摘する専門家もいます。自己愛性人格障害とは、自分だけに關心があり、たとえば自分は特別な存在だと思っている人もいます。生育環境の中で受けた過干渉や過保護も、発生の原因となっているという説が多くあります。

◇自己愛性人格障害とは

- ・ 自分に関する誇大な感覚（自分は優れている、自分が任されているという考え）
- ・ 限りない理想（自己理想像が高いため、どんなことをしても一番上になろうとするが、努力をしたり現実を見たりしないで、人を下げて一番になろうとする）
- ・ 共感の欠如（うわべだけ優しい理想的な人に見える場合は多い。自分に甘く相手に厳しいため、自分に対する強い甘さがその人の優しさとして他人の目に映ることがある。）
- ・ 賞賛を求める
- ・ 自身を守るために他人を破壊する「変質性」を持つ。（相手と与え合う関係をつくって欲しいものをもろうという方法は取らないで、相手を破壊しようとする『モラル・ハラスメント一人を傷つけずにはいられない』より。自身の全体的な能力はそれほど高くなくて現実生活にしばしば行き詰っても、いつも頻繁に相手の粗探しをして欠点を見出しては情報としてひそかに蓄積しており、やがて自分勝手な理論と結びつけて攻撃することについては天才的能力を発揮する。）
- ・ 尊大で傲慢な行動または態度（高いプライド）
- ・ しばしば他人に嫉妬する、または他人が自分に嫉妬していると思込む。（誰かが楽しんでいっているのを見ると、それがたとえ自分の子供であっても、その楽しみをなんとかして妨害しようとするなど。相手の行動のチェックや制限。）

（岡田尊司氏『パーソナリティ障害』：DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引き他）

◇モラルハラスメントの発生機序

1. 魅力の植え付け・・・加害者は、自身の「魅力」によって被害者をまず惹きつける。
2. 支配に着手・・・口調、態度など、とりたてて問題にするほどのことではないと思えるようなささいな事柄を、独特のやり方によって制圧する。被害者の考えや行動を徐々に自分にとって都合の良い形に支配・コントロールしようとする（支配の段階）。
3. 暴力の発現・・・被害者が自立しようとするなど何らかの契機で、中傷や罵倒などの精神的な暴力をふるい始める（暴力の段階）。これらを豹変、二重人格と感じる人もあ

るようです。

4. 罪悪感の形成・・・加害者は被害者に「被害者が悪い」と思わせようとする。モラルハラスメントの全過程を通じて、被害者は加害者の真意を量りかねる、加害者の「悪意」を想像しない、あるいは自分のほうが悪いのではないかと逡巡する、暴力は相手が悪いが、原因は自分にあると思考してしまうなどによって苦しんでいます。おかしいと思っても、「私が悪かった」という事で怒りが治まるならいいと言う人も。これによって、被害者が離れていくことを防いでいると言われています。

⇒<DVのサイクル>とフロー的によく似ている様子です。

◇モラルハラスメントとはどのような様相なのか

四六時中暴力が発現しているわけではなく、加害者がとても善良な様子を呈している時も多々あるということです。このときに、「良いところもあるのだから」、「このような良い状況が続けば」、などの被害者側の踏みとどまりが生じると言われるのでしょうか。そして、さらなる被害の温床を作る結果になります。「自己愛の目的は、自分の妄想の中に引き入れるために人を巻き込むことです。人間にはエネルギーがあって、多くの人はそれを何か人のための仕事等に使ったりしますが、自己愛性人格障害の人は現実逃避や事実湾曲等で外のためのエネルギーを使う必要がありません。そこで余ったエネルギーを洗脳や監視等の内のための活動により多く活用して、周囲を巻き込めます。」という話しもあります。ところで、なぜ巻き込む必要があるのでしょうか。たとえば、このようなケースもあるようです。もし、都合悪い事実があったとしても加害者は現実から目を背けていて自身の自己愛の中ではそれが曖昧なのであり、誇大すぎる自己像と現実の自分が明らかに見合っていないからこそ、現実の方が間違っているのだと言ってくれる存在が必要なのです。現実世界の誰もが、黙っていても「そうだ」と言うことに対して、敢えて殊更「そうだ」と言うもう1人の奴隷を作る必要は皆無と思われれます。あるいはただ単に、加害者の役割や地位に相応しい（と加害者が思うのであって、誇大妄想の場合がおそらく多い）、部下等の「行為や態度<たとえば尊敬など、またあるときは仕事に対してではなく加害者の趣向や個人的都合に対してサービスする態度など>」だけを取って付けたように望んでいるというようなケースも、考えられます。合理性のある正当な要求であれば、病的な方法をとらなくても正論で目的に近づくことが出来ませんが、それが難しい場合やあるいは尊敬が得られそうにも無い加害者のあり方を背景としている場合等が多いようです。巻き込むということは、要するに無理に加害者の世界につき合わせるのでしょうか、このような状況下では周囲の健全な活動や営みもおかしな方へ曲げられてしまいます。ここでも、捻じ曲げたりくすめたりして他人の人生に手に掛け、合意形成の無い（または出来ない）略取・支配をするという罪が見受けられます。この圧倒感と奪取による簡略な獲得・達成感が、嗜癖と言われるものにつながるのでしょうか？

このモラルハラスメントについて、パネラーとして発表くださった M.S 氏から補足でコメントをいただきました。『上記に補足して言うならば、モラルハラスメントの加害者は被害者をコントロールする巧みな術を、それだと気付かずにもう本能で身に付けていることです。当然その罪の重さも知りません (M.S 氏)』。『巧みな術をそれだと気付かずにもう本能で身に付けている』というのは、たとえば加害者は反射的に人の持ち物や行動に目を向けやすく視線による尾行をしているなど。素質として正にその通りなのでしょう。更に、『ですので加害者側の気付きも大切と考えています (M.S 氏)』とっておられます。そのプロセスも必要でしょう。ですが確信犯もいるので、その場合はまた厄介かもしれません。M.S 氏との対話の中で特に気付いた点は、『(加害者が) 自分の弱みを見せない』ということで、台所事情が破綻して墮ちるところまで墮ちていても打ち明けないという、ある面で本当の意味でのパートナー関係(感覚)が無いという印象を受けました。リアリティーが感じられないパートナーシップでしょう。

◇モラルハラスメントを乗り越える

しかし、このモラルハラスメントには、職場におけるパワーハラスメントなども含まれて来ることもあり、社会的影響は想像以上に大きいものです。セクシャルハラスメントに関する法整備の方が先行しているようですが、モラルハラスメントに関する研究と法整備も早期に実現してほしいと思う次第です。今回の研修討議においても、セクハラ・パワハラ・性犯罪等について、企画段階では、パネラーの増員の案が出ていましたが、今回は諸事情により実際に催行した形で実施することになりました。アンケートのご意見などからも、もっと幅広くセクハラ・パワハラなどの深刻な現状についても是非取り上げて欲しかったとの声も聞かれ、今後引き続きそういった分野についても、掘り下げていく取り組みがあってほしいと願っております。特に、セクハラ・パワハラについては、被害経験者の登壇の確保も難しいかもしれないのですが、それよりも何よりも国として対策やシステムがまだまだ整っておらず、助言という観点から言って困難さがあるのではないかという、専門の先生方からのご意見もありましたので、現実には更に切実な状況であることを訴えたいと思います。

※※参考ホームページ等※※

- ◇内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>
 - ・配偶者暴力被害者支援情報 <http://www.gender.go.jp-e-vaw/index.html>
 - ・DV相談ナビ 0570-0-55210
 - ・配偶者暴力相談支援センター
http://www.gender.go.jp-e-vaw/keitai/Soudan/DV_center.html (携帯)
- ◇警察庁 <http://www.npa.go.jp>
 - ・警察総合相談電話「#9110 (シャープ・キュー・イチ・イチ・マル)」
 - ・匿名通報ダイヤル <http://www.tokumei24.jp>
- ◇法務省 <http://www.moj.go.jp/>
 - ・女性の人権ホットライン 0570-070-810
 - ・常設人権相談所 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>
 - ・全国共通人権相談ダイヤル (みんなの人権 110 番) 0570-003-110
 - ・インターネット人権相談受付窓口 (PC) <http://moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
(携帯)<http://www.jinken.go.jp/Soudan/mobile/001.html>
 - ・法テラス犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714
- ◇厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
 - ・全国の労働局雇用均等室所在地一覧
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

4. 性犯罪被害について

◇性犯罪被害に遭ったら

まずは、あなたの安全確保が第一です。

(警視庁その他の情報より)

<どうすれば?>

- ・ 犯人が逃走した・・・

犯人が逃走した場合は、身の安全を確保した上で、110番通報してください。

屋内であれば施錠を、屋外であれば通行人やコンビニ、交番等に助けを求めるなどしてください。

- ・ 警察官が来るまで・・・

被害現場には証拠が残っていることがあります。警察官が来るまでそのまま待っていてください。

- ・ 警察官が来たら・・・

落ち着いて、犯人の人着、被害状況等を話してください。以後のことについては、警察官がサポートしますので、安心してください。

- ・ 通報したら・・・

できる限り女性警察官が対応し、被害状況等についてお話しをお聞きします。

あなたの立場やプライバシーは、最大限尊重しますので安心してください。

けがの有無等、あなたの身体状況を確認するため病院で診察を受けていただきます。

警察官が付き添いますので、心配はいりません。

継続的支援を受けられる諸機関の紹介も行っています。

- ・ 病院に行きたいけれど、どこの病院に行けば・・・

警察官が受診可能な病院を探し、付き添います。

- ・ 医師に説明しづらい・・・

あなたに代わって警察官が医師に被害状況等を説明します。

- ・ 資料を捨てない・・・

何が証拠となるかわかりませんので、衣類等も捨てず早期に警察に相談してください。

- ・ 電話で相談したい・・・

もう一度 あなたの笑顔を 見たいから

～ 相談してみませんか ～こころの悩みを相談してください。(相談窓口)

「警察への通報、相談＝事件化ではありません。まずは、最寄りの警察署又は#9110番に相談してください。事件にはならなくても、警察の被害者支援制度が適用される場合もあります。あなたの力になれるかもしれません。」

◇警察庁

性犯罪被害者相談コーナーを設置しています。

相談電話設置一覧表 <http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>

匿名通報ダイヤル <http://www.tokumei24.jp>

犯罪被害者ホットライン（警視庁）

月～金 8：30～17：15

T E L 03-3597-7830 さあいくなら なやみぜろ

※全国各地域ごとにあります

◇法務省

「犯罪被害者の方々へ」のコーナーでは、刑事手続の流れや被害者支援のための制度の説明などが掲載されています。<http://www.moj.go.jp/>

◇日本司法支援センター（法テラス）

日本司法支援センターのホームページには犯罪被害者支援業務の説明と利用方法が掲載されています。<http://www.houterasu.or.jp/>

◇公益社団法人 被害者支援都民センター

月・木・金 9：30～17：30 / 火・水 9：30～19：00

T E L : 03-5287-3336

※ 面接相談・直接的支援（裁判所への付添支援等も可）も行っています。

職員には、守秘義務があります。匿名での相談も可能です。

*第2部 生活支援策（「まとめレポート」：丸山聖子氏）の項もご参照ください。

《警察における被害者支援の制度》

主な被害者支援の制度を紹介します。

[初期支援とは]・・・

警察が通報を受けた直後から自宅等に帰宅するまでの間、あなたに付き添って、不安の解消を図るものです。

付 添 い…病院への付添い、現場検証への立会い、自宅等への送迎など

ヒアリング…事情聴取、捜査書類の作成、相談受理など

説 明…刑事手続の説明、「被害者の手引」の交付 ・被害者支援に関係する機関・団体等の紹介

[被害者連絡とは]・・・

被害者やご家族の方は、犯人は誰なのか、犯人の処分はどうなっているのかといった情報を得ることができます。

[訪問・連絡活動とは]・・・

ご希望により、交番などの警察官がパトロールや防犯指導などを行います。

*女性相談交番

地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して「女性相談交番」を指定し、女性の警察官が性犯罪等に関する相談や被害の届出に対応しています。女性相談交番の女性の警察官は、来訪、電話等による女性からの相談への対応を行なうほか、相談者の要望に応じた家庭訪問、相談者の居住地周辺のパトロール等を実施しています。また、女性相談交番では、相談者のプライバシーを保護するため、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等を行い、女性が安心して相談できる環境の整備に努めているほか、相談日や相談時間帯を分かりやすく表示するなどにより、相談者の利便を図っています。

[犯罪被害給付制度]・・・

故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない犯罪被害者又はそのご遺族の方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給するものです。

- ・遺族給付金 亡くなられた犯罪被害者のご遺族に対する給付金
- ・障害給付金 障害が残った犯罪被害者本人に対する給付金

[犯罪被害者に対する公費支出制度]

被害にあわれた方に対し、一定の条件の下、公費で次のような費用を援助する制度があります。（※警察への事前の届出・手続が必要です。）

診断書料・診察料・緊急避妊薬費用・性感感染症検査費用・人工妊娠中絶費用・カウンセリング費用の一部

[宿泊施設提供制度]

被害にあわれた方やその親族等に対し、一定の条件の下、原則として3泊を上限として、一般のホテルや旅館等の宿泊施設を提供する制度があります。自宅では怖くて生活できない、友人や親族宅に一時的に宿泊を依頼することができない方は、警察官に相談してください。なお、チェックイン、チェックアウト等の手続は警察で行います。

*各種制度に関するお問合せは、警視庁犯罪被害者支援室又は最寄りの警察署までお願いいたします。

《性犯罪に関する法整備の変遷》

- ・法改正により罰則強化
- ・公訴時効期間変更（改正）
- ・性犯罪容疑者の実名公表化

～その後、大きな改正の動きとして、

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布
(H19年6月27日公布)

- ・犯罪被害者等が刑事裁判手続きに参加及び関与できる範囲の拡大等
- ・損害賠償命令制度（刑事手続の成果を利用する制度）の創設
- ・刑事法律扶助制度の創設
- ・刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設
- ・刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大

◇暴力的性犯罪防止に向けて ～諸外国の挑戦とわが国～

デンマークは、「去勢法」を制定（1929年）。「本人の性衝動の発散が社会に危険をもたらす、精神的、社会的な害悪を及ぼした者に適用できる」(第1条)。性犯罪者に対する去勢は、その後“化学的去勢”が次第に行われるようになり、その後米国の一部の州、スウェーデン、韓国などで法制化されており、それ以外の複数の諸外国において地域ごとに限定的に実施されているケースはあるようです。導入検討中とされている国もあります。多くはホルモン療法に加え、精神療法、カウンセリング療法などと並行して行われているようです。暴力的性犯罪者への去勢手術の再犯防止効果について、デンマークでの成り行き調査の結果は、去勢手術を受けなかった性犯罪者が再び性犯罪をした割合は29.6%だったのに対し、手術を受けた者のそれは、3.4%。ノルウェーでは、それぞれ24.5%と2.9%。オランダでの手術を受けた受刑者の再犯率は1.3%と報告しています(G. K. Stürup 1960)。

社会的取り組みとしては、1994年にアメリカのニュージャージー州で成立した性犯罪者情報公開法ミーガン法(Megan's Law)が有名です。

日本では、性犯罪受刑者対策として、平成17年制定の『性犯罪者処遇プログラム』があり、受刑者に矯正プログラムを受けることを義務付け、そのプログラムの中で性犯罪再犯防止指導を規定しました。しかしこれまでのところ、性犯罪者への矯正処遇の再犯防止効果についての成果等について検証が充分には確立できていないという声もあります。法務省では、プログラムの施行から経年に伴い、調査を実施し報告にまとめています。<http://www.moj.go.jp/content/000105239.pdf>

市民が性犯罪からわが身を守るためのデータバンク（の役割を果たすことが出来る場）
というのを考えてみても、個人情報保護法その他の管理運営上の難しさがあることも加
わって、個人または団体レベルで情報を集積するとしても、どこかで障害されることが
容易に想像できます。もちろん、出来ないことばかりでは無いとは思われるのですが。
やはり、市民の経験値と仕事量の大きさと言ったら最たるものです。したがって、その
影響力・効果も大きいという観点からも、国も市民も、抑止と救済に向けた行動を双方
であることが期待されます。

5. インタビュー

2012年11月28日、草柳和之氏（メンタルサービスセンター/大東文化大学非常勤講師）へ取材を行いました。

草柳先生は日本で初めて加害者更生プログラムの実践と研究に着手した方ですが、このような活動は加害者が生き直しをすることにつながる新しい取り組みとも言えるでしょう。

<従来型のカウンセリングのあり方>

- ・依頼者の望みを聞く→DVや単なる復縁の方法を伝授する結果にもなりかねない

<加害者更生のためのカウンセリングのあり方>

- ・相手を苦しめた責任をどう取るかを考える→妻の判断基準に基づく視点を重視

- ・加害者の状況・・・相手を虐待することが必要な生き方をしている
- ・被害者の状況・・・加害者からコントロールされ、混乱し、無力化されていく

Q 更生プログラムを実施する中で、成功不成功を分ける鍵は何ですか？

プログラムを受ける側の才能ですか？

A（草柳先生） 自分に目を向けて非を認められるかどうかです。そして専門家からの支援を受けて変わろうと決意するかどうか。唯一それだとも言えます。

Q 今日はDV加害者更生プログラムの制度上の問題と、この更生プログラムを実施するために新たに法整備が必要かということについて、先生のお考えを聞かせてください。

A（草柳先生） 現在、日本ではプログラムは任意参加になっています。更生を望む人だけが受けるという現状では、加害者全体のせいぜい10%程度しか受講しないと考えています。本来はやはり、望まない人には裁判所命令などにより治療を受けさせるという方式（強制受講）が必要でしょう。プログラム内容は心理療法的アプローチを活用しますが、制度上は刑罰の代替行為としての位置づけが必要です。

米国やカナダでは以上の制度を採用していますが、日本でも同様の制度を実現した場合、更生意欲の無いまたは低い加害者人が多く含まれているため、反発や暴力も発生しやすく、会場の警備が必要となります。このような加害者には、1対1のカウンセリングは不向きで、グループワークで様々な課題に取り組んでもらうプログラム運営となります。現在は自発的なプログラム参加ですから、ある程度の克服意欲があり、粘り強く取り組めば身体的暴力はほとんど消失します、それに比べて精神的暴力は一進一退を繰

り返しながらの少しずつの改善で、完全な克服は極めて困難です。

法律に強制受講を組み入れた場合、更生プログラムは、自分を変える意欲のない加害者が対象となるため、成果が必ずしも上がり易いとは限らず、税金の無駄遣であるとの批判があります。しかし、更生プログラムを全く実施しないというのでは、「加害者は変わらなくてよい」という暗黙のメッセージになり、これも問題です。

法整備という点では、少なくとも更生プログラムの受講の必要性をDV法に書き込むべきでしょう。しかし強制受講制度は男性からの強い反発が予想されるため、最初から裁判所命令の受講義務とするのではなく、まずは「裁判所から受講の勧告が可能」という段階からスタートするほうが現実的と思われます。「人権侵害をしている人には、更生プログラムを義務付けて振る舞いを変えさせることも必要だ」との社会的な合意を徐々に取り付けていき、段階的に強制受講の制度を実現させていくのです。それゆえ、被害者支援に重きを置くのは当然でも、ある程度の予算は必要であると考えています。

また、夫婦間の強姦罪が未だ実質的に認められていないことも問題であり、立法または、追加が必須です。また現実問題、夫が刑務所に入ると妻が経済的に困るため、なかなか刑事告訴できませんし、余りに加害者が多いので、厳格に傷害罪を適用して拘留や懲役刑を課すと、社会の生産性が低下するという構造になっていることも大問題です。ですから、加害者を保護観察下に置いて、更生プログラムという形をとることもやむをえないと思うのです。

男性への啓発はもっと徹底させるべきです。加害者に向けたメッセージが大切です。DV法の中に、以下のように書き込むのです。「DV加害者は、大切なはずの家庭を自ら壊している」「DVをなくすことは男性の責任である」と。当たり前のように思われることでも、理念として法に明記すべきと思われます。私の見解は厳しすぎる、と考える方もいるかもしれませんが、「過ちを犯しても、それを認めず逃げおおせれば、済む」のではなくて、「過ちを犯したらそれを認めて、振る舞いや言動を徹底して変える努力をする」——その方が、皆が暮らしやすくなる、このようにシンプルに考えればいいだけだと考えているのです。

[*以上インタビューより]

《加害者更生プログラムの運用法と効果について》

草柳 和之

(メンタルサービスセンター代表・カウンセラー／大東文化大学非常勤講師)

多くの方から、「加害者の暴力は止まらない」といわれ、更生プログラムによって暴力は止まるのかどうか、という点に関心が集まりがちです。しかし、約 15 年にわたるプログラム実施と研究を通じて得た結論は、更生プログラムの効果とは、それに限らない多様なものだという事なのです。

以下に、5 つの側面、または状況に分けて、更生プログラムの運用法と効果について説明します。ただし、これらの結論は、あくまで、克服意欲のある程度伴う加害者に対してのもので、おそらく現状では 9 割ほどを占める、自分の問題性を認めない加害者に対してのものではないことを念頭に置いてください。

加害者がプログラムに参加する状況としては、婚姻関係で同居中、別居中、離婚後、恋人関係、の 4 つです。大体 9 割ほどが婚姻中です。心理相談機関“メンタルサービスセンター”では、常時、30-40 ケースの加害者がプログラムに参加しています。ただし、数回一半年くらい間に、こちらから参加意欲に問題があるので、参加を中止してもらったケースや、自分から中断するケースが数多く存在します。

(1) 暴力のないライフスタイルを作り上げる。

当然ですが、状況に関係なく、これは取り組みます。

(2) 被害者に復縁の意志が無い場合、又は加害者の克服努力が成果を生まないレベルである場合

→加害者は別離を受容し、離婚後、子どもと面接交渉を適切にできるようにする。さらに自己変革の努力を常に怠らないようにする。

要するに、加害者に離婚を受容できるように進めます。加害者は放置しておけば、自己中心になり、相手へ様々な嫌がらせや迷惑行為をします。プログラムはそのような行為を防ぎ、相手への思いやりを持つように促し、反省して、相手の離婚条件を最大限尊重するように促します。被害側が子どもの面接交渉を望む場合は、加害者が身勝手にならないように、適切な配慮ができる面接交渉となるように工夫を積み重ねます。これもプログラムの効果です。

離婚後もプログラムの参加を続ける加害者は、現在 10 ケース以上にのぼります。離婚後 5-6 以上続けている加害者も、複数存在します。このように粘り強く取り組むことも重要です。もちろん、離婚で力尽きて参加しなくなる加害者も多数存在します。

(3) 被害者に復縁の意志があり、加害者の克服努力が成果を生んでいった場合

→結果としての家族の再統合(同居しての生活)がつづく。

これは同居中の場合が多く、別居中から参加が開始された場合は、だいたいこのように展開するのは 1/3 ほどでしょうか。要するに別居するほどになったら、被害者の気持

ちが夫から離れていたり、加害者の姿勢が本腰でなかったりして、2/3が離婚するということです。離婚後に、加害者の姿勢が本腰になるケースもあります。

被害者にとってなんとか許容できる範囲に、加害者が変化していれば、同居での生活が可能です。このように状況がしばらく続いて、参加を辞めていく加害者もかなりいるのです(被害者も夫に参加をやめるようにすすめるケースもかなりあります)が、本当は危険です。人間は基本的になまけものですから、常に自分を変える努力をしなければ、元に戻るでしょう。

現在、このように一定の安定を得ていて、長期に参加している加害者は、10名弱です。長い人は10年以上の参加を続けています。このように粘り強く取り組みを続けられれば、精神的暴力の完全な消失は難しいですが、身体的暴力はほぼなくなり、克服意欲のある加害者ならば、以上のような効果は期待できるのです。

夫が自分の問題に向き合う決意をもったならば、それは正当な努力であり支援されるべきです。しかし、夫は先に家庭を破壊する決定的な行為をしたのであるから、努力の結果を妻が認めるかどうかは、妻の側のみを選択権があるのです。

(4) 加害者がいいかげんな姿勢でプログラムを受ける場合、スタッフはその理由を示して中断を宣言します。加害者は不誠実な姿勢なので、克服見込みのない証拠として、被害者に別離を決意するように促す。

加害者が変わらない場合でも、「プログラムの効果がなかった」ではありません。被害者はなかなか彼に対して諦めきれないものです。被害者が諦めるためのステップとして、被害者支援に貢献するためにプログラムを活用するのです。加害者をテストするためにプログラムを使うというわけです。逆転の発想が必要です。

確認されただけでも、被害者が離婚を決断できたケースは20ケース以上あります。これもプログラムの効果です。

加害者更生の反対論『これまでのDV行為の免罪符のためにプログラムを受ける加害者がいるから無意味だ』は間違いなのです。意欲ある加害男性はレアケースであるから、夫が変わるのを待ち続けるのは無意味です。加害男性専門の相談機関の存在は、妻が“夫の変化”という非現実的な期待を諦めていくプロセスとして十分活用すべきです。加害者が真剣でない場合、人権侵害をしている側の利益を守る必要はなく、被害者の利益を断固として優先すべきです。

(5) 加害者がプログラムを中断した場合、後々になって、離婚調停・裁判となるケースがある。その際の加害者は暴力を否定していることが多いので、家裁等からの資料の照会に応じて、被害者の離婚に有利な報告書を提出して、被害者支援に貢献する。

たとえ加害者がプログラムを中断しても、被害者にとって得があります。反対論の中に「加害者はプログラムを中断するから、更生プログラムは無意味」というものがあるが、これは大間違いです。これも逆転の発想です。

これに該当するのはこれまで5-6 ケースですが、したたかに被害者は更生プログラムを利用して欲しいと考えています。

■加害者更生プログラムの詳細について

草柳 和之『DV加害男性への心理臨床の試みー脱暴力プログラムの新展開』(新水社)

■加害者更生プログラムの運用法と効果について

道あゆみ監修／共著『ドメスティック・バイオレンスー絶望のフチからの出発』

(実業之日本社)ー第四章「男性の更生」

■メンタルサービスセンター

事務局：〒176-8799 練馬郵便局留 Tel. 03-3993-6147

<http://www5e.biglobe.ne.jp/~m-s-c/>

「女性に対する暴力の根絶に向けた研修討議報告書」

《本書は「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女参画推進事業」により作成された》

発行年月日：平成 25 年 3 月

発行者：財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会

〒140-0011 東京都品川区東大井 5-26-20 アクシルコート大井仙台坂 104

電話：03-6718-4088 FAX：03-6718-4087 [URL:http://www.zenbo.org](http://www.zenbo.org)

■本書の一部または全部を無断で転載することは、著作権法上認められた場合を除き、お断りいたします。